

平成 27 年度

「進化する景観政策」の次なる方策に関する調査研究報告書

京都らしい「夜間景観」の創出に向けて

平成 28 年 3 月

京都市会議員 大道 義知

目次

はじめに	1
1 「夜間景観」政策の現状と課題	3
(1) 全国政令都市の現状	3
(2) 京都市の現状と課題	7
2 全国の先進都市の取組事例	9
(1) 神戸市	9
(2) 金沢市	11
(3) 浜松市	13
(4) 京都市が取り入れるべき要件	14
3 京都らしい夜間景観創出に向けての提言	15
[基本的な考え方]	15
[提言]	15
(1) 景観計画における「夜間景観形成指針」の策定	15
(2) 「夜間景観協議会」の設置	15
(3) 夜間景観創出の顕彰制度の創設	15
(4) 「夜間景観形成支援制度」の創設	16
(5) 夜間景観に配慮した公共施設の整備促進	16
(6) 「夜間景観（照明）アドバイザー」制度の創設	16
(7) 「音」や「香り」と都市景観との関係についての検討	16
資料編	23

はじめに

私は市会議員として、現在の京都市の進化する景観政策が制定される数年前から、まちづくりにおける夜間景観の重要性について本会議や委員会で指摘し政策提言をしてきました。平成 14 年 3 月の本会議の質疑では、「夜間景観の形成ガイドプランの策定」や、良好な夜間景観を誘導啓発する観点から、「光の景観賞」等の表彰制度の創設等の実現も求めてきましたが、時期尚早の感は否めませんでした。

私が再三にわたり、夜間景観に関して問題提起してきたのは、京都がこれからも魅力ある都市として継承発展するためには、都市の文化が織りなしてきた歴史を背景とした他都市に類を見ない市民に息づく美的感覚の高さからくる景観意識の更なる醸成が必要であり、京都の都市格を向上させる景観文化の再考が不可欠であると考えてきたからです。

京都の持つ美的感覚や景観意識は、都市の文化の深さによるところが多く、それが京都の地域特性ともなってきたことは事実ですが、近年の市民のライフスタイルの変化は、生活時間や空間にも大きく影響を及ぼしています。今後は、都市計画や景観政策の側面だけではなく、観光政策面、防犯安全面、まちづくり政策面、環境政策面全般にわたり、夜間景観への積極的なアプローチと検証による新たな観点の施策推進が求められていると考えられます。

平成 17（2005）年に策定された京都市景観政策は、もともと歴史都市の景観を保全していく全国的にも先駆的な取組みでしたが、それに止まることなく、その後新景観政策に伴う変更や同進化に伴う変更、屋外広告物の規制などにより、着実に「進化」してきたと高く評価するものです。しかしながら、「夜間景観」のあり方については一部区域におおまかな整備方針があるだけで、細かな指針は示されていません。もちろん都市景観の基本は昼間の景観にあると認識するものですが、市民や来訪者のライフスタイルの変化に伴い、今後は夜間景観や都市照明のあり方についても取り決めていく必要があるのではないかと思われます。

新景観政策であるいわゆる「進化する景観政策」によって、京都市民の景観意識も進化しはじめてきております。政策実行時においては、様々な疑念や疑問が噴出するも、時とともに当初描いていた夢と理想が、現実生活において都市格や文化的要素を向上させてきていることを意識するとしなないと係らず醸成されてきている事実を受け止める必要があります。その意味では、進化する景観政策の主役は、まぎれもなく「市民」であり、「地域」であるということを再認識する必要があります。

こうした現状を踏まえれば、今ほど今日的課題である「夜間景観」のあるべき方向を確立すべき時はないといっても過言ではありません。

このような背景のもと、本報告書は、これからの京都市のまちづくりにおいても夜間景観の整備が不可欠ではないかという問題意識のもと、その可能性について調査研究を行い

取りまとめたものです。敢えて言うならば光のイベントとしてすでに成功をおさめている
花灯路や京の七夕といった短期的なイベントではなく、あくまで京都という地域特性を踏
まえた恒常的な夜間景観のあるべき方向性を考察の対象としたものです。

調査研究にあたっては、学識経験者へのヒアリング調査と文献・ウェブ調査を実施しま
した。とりわけヒアリング調査では、藤本英子氏（京都市立芸術大学教授）、長町志穂氏（LEM
空間工房代表取締役・京都造形芸術大学客員教授）のお二方に対して行い、京都市におけ
る夜間景観の現状や今後のあり方について、多いに参考となる知見を得ることができまし
た。ここに改めてお礼申し上げます。

また、文献・ウェブ調査では、全国自治体の夜間景観政策の取り組みの現状や先進事例
について調査しました。

それら調査結果の考察を踏まえ、京都のまちづくりにおける夜間景観をめぐる今後の課
題や魅力ある夜間景観創出に向けて、次なる方策を提案するものです。

京都市会議員 大道 義知

1 「夜間景観」政策の現状と課題

(1) 全国政令都市の現状

初めに全国自治体の現状として、政令都市 20 都市における「景観計画」の策定状況を見ると、平成 27 年現在、すべての都市が景観計画を定めている。そのうち「夜間景観」について記述しているのは 18 都市である。ただ、記述内容についてはそれぞれの都市で深淺がある。記述内容は大きく「良好な景観の形成に関する方針」、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（基準）」、その他「景観重要公共施設の整備に関する事項」、「景観特性」、「景観資源」等に分けることができる。

「方針」とは、例えば「街並みのにぎわい感には夜間の演出も重要である。札幌駅前通りでは…楽しく歩ける環境が整えられ…時間帯を問わずにぎわいが感じられるよう配慮することが大切である」（札幌市）、「基準」とは、例えば「暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を行う…」（札幌市）、あるいは「夜間照明を設置する場合は、暖かみのある照明を用いる…。過度に点滅する光源や派手な照明は避ける」（さいたま市）といった内容である。「基準」は「方針」よりやや具体的な取り決めの記述と言える。政令市のうち「方針」が 8 市、「基準」が 11 市（重複を含む）で、この 2 項目についての記述が主で、おおまかな景観整備の方針と制限基準を設けている都市が多くなっている。（巻末表を参照）

各年における景観計画の対象地域は「市全域」とするところが多いが、実際にはひとまずいくつかの「重点区域」あるいは「都市景観形成地区」といった特定地域を設定して方針や基準を設けている都市が大半である。一般に夜景が美しい都市とイメージされている神戸市や横浜市でさえ、特定する区域は神戸市でも 7 地区、横浜市では 3 地区にすぎない。

因みに、神戸市が市民から募集した「心に残る神戸の風景」（フェイスブック）の投稿写真を見ると、夜の神戸港や突堤、夕日に沈む明石海峡大橋、神戸ルミナリエなど、昼間の風景より夜間の風景が圧倒的に多くなっており、市民にとっても夜間の景観が親しみのあるものになっていることが分かる。

近年、都心部の中之島地区周辺の水辺やメインストリート等での夜間景観づくりで評価の高い大阪市などは、景観計画の中には夜間景観についての記述はなく、景観計画とは別に平成 16（2004）年「光のまちづくり基本計画」を定めて夜間景観形成を図ろうとしている。また、浜松市も同様に景観計画の中に夜間景観についての記述がない代わりに、後に詳述する「音・かおり・光環境創造条例」を平成 16 年に定め、「光環境創造」という言葉で夜間景観づくりに積極的に取り組む姿勢を打ち出している。

平成 16 年の前後頃から都市の「光」を見直し、夜間景観をまちづくりや地域活性化に役立てようという機運が全国的に高まったと推測される。それは主に夜間景観は地域のにぎ

わい創出に資するという、主に「観光」の脈絡から整備が進められてきたものである。「夜景観光」を新たにつくり出し、いわば新しい観光スポットとして「売り出す」のである。それは、臨海部のプラントなどの工場の夜景に注目が集まったのが象徴的である。昼間は殺風景な金属パイプのプラントが夜ライトを効果的に当てると独特の造形美が生まれ、海側から船に乗って夜景を楽しむことがブームになった。「工場萌え」として若い女性の間の人気が高まった。平成16(2004)年7月には日本各地の美しい夜景の再発見・発掘・紹介する「日本夜景遺産」プロジェクトが発足し、各自治体が競って認定を受けるようになった。

同プロジェクトの推進主体として「夜景観光コンベンション・ビューロー」(東京都中央区)が発足している。事業目的として、①日本オリジナルの文化としての夜景の国内外への発信、②夜景を通じた交流、③地元の魅力の再発見、④観光による地域活性化を掲げ、8つの認定基準に基づき年1回「夜景検定」合格者等による推薦・選定作業を実施し、「夜景サミット」で認定地を発表するというシステムである。「日本夜景遺産」には、平成27(2015)年7月現在、全国で204カ所が認定されており、京都市では將軍塚・東山山頂公園、京都タワー、東山花灯路、高台寺などが選ばれている。「日本夜景遺産」認定や、全国の夜景観光活性化に尽力する行政、民間企業が一堂に会する「夜景サミット」の開催のほか、「夜景(鑑賞士)検定」といった検定制度など、夜景に関する普及・啓発活動を展開している。(表1参照)

表1 「日本夜景遺産」プロジェクト

概要	<p>・日本の優れた夜景地を「日本夜景遺産」として認定するプロジェクト。2004年丸々もとお氏により開始。認定団体は(一社)夜景観光コンベンション・ビューロー(2012年一般社団法人設立)。</p> <p>・事業目的として、①日本オリジナルの文化としての夜景の国内外への発信、②夜景を通じた交流、③地元の魅力の再発見、④観光による地域活性化を掲げ、8つの認定基準※1に基づき年1回「夜景検定」合格者等による推薦・選定作業を実施し、「夜景サミット」で認定地を発表。2015年7月現在(第11回)の認定地数は204箇所※2、「自然」「施設型」「ライトアップ」「歴史文化」に分類。都市開発等により選定基準を満たさなくなった場合は認定取消もありうるとする。</p>						
主な事業 夜景観光 コンベンション・ ビューロー	<p>■夜景サミット 2009年～</p> <p>夜景観光を観光資源とする行政・民間企業の情報交流イベント。講演会と事例報告、新規認定地の発表・認定授与式、エクスカッション・交流会等。自治体との共催。2013年には「夜景サミット2013 in 香港」開催、第6回開催時には「第1回イルミネーションサミット」同時開催。</p> <p>〈開催実績〉※[]内は参加者数</p> <table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td>第1・2回(2009・2010)東京</td> <td>第3回(2011)大阪</td> <td>第4回(2012)長崎[約300名]</td> </tr> <tr> <td>第5回(2013)周南[約550名]</td> <td>第6回(2014)北九州 [約600名]</td> <td>第7回(2015)神戸[約650名]</td> </tr> </table> <p>■夜景鑑賞士検定(夜景検定) 2008年～</p> <p>夜景に関する知識を問う試験。対象は一般、観光事業者、学生等。2級・3級はウェブ試験、1級は筆記試験。1級合格者には「夜景マイスター」称号及び日本夜景遺産のノミネート・投票権を付与。2015年から各地のイルミネーションや商材の知識を問う姉妹検定「イルミネーション検定」実施。</p> <p>〈実施実績〉受験者数8,000名超(7回計)合格者数約4,500名 うち1級合格者23名(6回時累計)</p> <p>■イルミネーションアワード 2013年～</p> <p>夜景鑑賞士(夜景鑑賞士検定合格者)に対するアンケートと一般投票による前年の優れたイルミネーションのランキング。「総合エンタテインメント」「イルミネーション」の2部門で構成。</p> <p>■全国名月サミット、「日本百名月」認定事業 2016年～</p> <p>「月」を観光資源とする情報交流イベント、年2回開催予定。講演と事例報告、「日本百名月」発表・認定授与式、エクスカッション等。数年間に約100カ所を「日本百名月」に認定・登録予定。</p> <p>〈開催実績〉第1回(2016)宇奈月温泉 14箇所認定[参加者約100名]</p>	第1・2回(2009・2010)東京	第3回(2011)大阪	第4回(2012)長崎[約300名]	第5回(2013)周南[約550名]	第6回(2014)北九州 [約600名]	第7回(2015)神戸[約650名]
第1・2回(2009・2010)東京	第3回(2011)大阪	第4回(2012)長崎[約300名]					
第5回(2013)周南[約550名]	第6回(2014)北九州 [約600名]	第7回(2015)神戸[約650名]					

〈参考1〉「日本夜景遺産」の認定基準 ※1

- 1 特有の芸術的価値を抱く夜景であること。夜景の景観的特徴により、芸術的レベルが高く、美しく魅力的な夜景であること。
- 2 所在する都市、市町村の文化的、景観的特徴が生きた（土地柄が表れた）夜景であること。
- 3 所在する都市や市町村に対して、文化的に大きな影響を及ぼしている夜景であること。
- 4 観光対象として、他の地域の人々にも大いなる興味、関心を彷彿させる夜景であること。
- 5 夜景地（夜景鑑賞地）として、他の優れた見本になること。
- 6 夜景地（夜景鑑賞地）として、照明、ファザード等、鑑賞環境が整備されていること。
- 7 夜景地（夜景鑑賞地）の安全はもちろん、全ての人々が楽しめる夜景地であること。
- 8 夜景地（夜景鑑賞地）として、利便性に問題がないこと。※夜景地へのアクセス状況等。

〈参考2〉「夜景遺産」認定地一覧（第11回・2015年度） ※2

区分	自然（86箇所）	施設型（37箇所）	ライトアップ（62箇所）	歴史文化（19箇所）
	山上や高台の公演など、自然の中で鑑賞できる夜景	展望台、タワー等、高層施設に形成された展望施設から鑑賞できる夜景	その土地のシンボル、ランドマークとして機能し、夜間鑑賞用としても人工的な照明で照らし出された夜景	夜祭、送り火等、伝統文化により創出される夜の景観
北海道	①函館山 ①藻岩山/札幌市 ①毛無山 ①測量山 ⑥天狗山/小樽市 ⑧幌見峠展望駐車場/札幌市 ⑨祝津公園展望台/室蘭市	①JRタワー展望室 T38/札幌市 ⑥札幌テレビ塔/札幌市	①白鳥大橋 ①小樽運河 ④さっぽろホワイトイルミネーション/札幌市	
東北	①釜臥山 ①西蔵王公園 ①岩山公園 ①信夫山公園 ①仙台城跡/仙台市	①セリオン ⑦観光物産館アスパム/青森市 ⑧SS30/仙台市	⑤SENDAI 光のページェント/仙台市 ⑨なかやま雪月火/下郷町	②秋田竿燈まつり ②八戸三社大祭 ②青森ねぶた祭 ②花輪ばやし ②西馬音内盆踊り ②松明あかし ②ちょうちん祭り ②新庄まつり ②石巻川開き祭り ②仙台七夕祭り/仙台市 ⑨弘前城雪燈籠まつり/弘前市 ⑩銀山温泉/尾花沢市
北関東	①太平山 ①笛吹川フルーツ公園 ①櫛形山見晴らし平 ⑩織姫公園・足利織姫神社/足利市		⑦奥日光湯元温泉雪まつり/日光市 ⑦あしかがフラワーパーク/足利市 ⑩あしかがフラワーパーク藤のライトアップ/足利市 ⑨ぐんまフラワーパークウインターイルミネーション/前橋市	⑤光輝く氷のぼんぼりとかまくら祭/日光市
首都圏	①お台場海浜公園 ①みなとみらい 21 地区/横浜市 ①港の見える丘公園/横浜市 ①山下公園/横浜市 ①湘南平 ①太田山公園展望台 ①飯岡刑部岬 ⑥海ほたる PA/木更津市	①東京タワー展望台 ①テレコムセンター展望台 ①六本木ヒルズ展望台「東京シティビュー」 ①サンシャイン 60 展望台 ①貿易センタービル展望台「シーサイド・トップ」 ①横浜ランドマークタワー「スカイガーデン」/横浜市 ①横浜港大さん橋国際客船ターミナル/横浜市 ⑥スカイデッキ/港区 ⑥江ノ島展望灯台/藤沢市 ⑦アイ・リンクタウン展望施設/市川市 ⑧千葉ポートタワー/千葉市 ⑨タワーホール船堀/江戸川区 ⑩川崎マリエン/川崎市	①レインボーブリッジ ①東京駅 ①国会議事堂 ①横浜赤レンガパーク/横浜市 ①神奈川県庁本庁舎「キング」/横浜市 ①横浜税関「クイーン」/横浜市 ①横浜市開港記念会館「ジャック」/横浜市 ①横浜ベイブリッジ/横浜市 ⑦東京ドイツ村・ウインターイルミネーション/袖ヶ浦市 ⑦国営昭和記念公園ウインタービスタイルミネーション/立川市 ⑧浅草寺/台東区 ⑨江ノ島湘南の宝石/藤沢市 ⑩さがみ湖イルミオン/相模原市	⑦秩父夜祭/秩父市
	自然	施設型	ライトアップ	歴史文化
北信	①二上山万葉ライン ①呉羽山	⑤クロスランドタワー/小矢部市 ⑦Befco ばかうけ展望室(朱鷺メツ)	⑦松本城/松本市 ⑨高田公園の夜桜/上越市	⑩長岡まつり大花火大会/長岡市

越	①卯辰山公園・望湖台 ①立石公園 ①弥彦山スカイライン ①村国山 ④姨捨サービスエリア/千曲市 ④諏訪湖サービスエリア/諏訪市・岡谷市 ⑧姨捨駅/千曲市	セ展望室/新潟市 ⑪快速ナイトビュー姨捨/長野市	⑩輪島・白米千枚田「あぜの万燈&あぜのきらめき」/輪島市 ⑩氷柱白糸イルミネーション/軽井沢町 ⑩上田城跡公園/上田市 ⑪軽井沢・白糸の滝イルミネーション/軽井沢町	⑩永平寺大燈籠ながし/永平寺町
東海	①金華山 ①伊豆スカイライン ①蔵王山展望台 ①富士川サービスエリア ①池田山 ①伊勢志摩スカイライン ①牧之原公園/島田市	⑤岐阜シティ・タワー43/岐阜市 ①東山スカイタワー/名古屋市 ①ツインアーチ 138 ①名古屋テレビ塔/名古屋市 ⑩岳南電車(岳南鉄道)/富士市 ⑪四日市港ポートビル/四日市市	④電照菊/田原市 ⑤ラグーナウインターイルミネーション/蒲郡市 ⑨なばなの里ウインターイルミネーション/桑名市	⑧長良川鶴飼/岐阜市
関西	①將軍塚・東山山頂公園/京都市 ①比叡山ドライブウェイ ①奥比叡ドライブウェイ ①信貴生駒スカイライン ①万灯呂山展望台 ①五月山 ①摩耶山・掬星台/神戸市 ③鉢巻展望台/神戸市 ①六甲山・天覧台/神戸市 ①六甲ガーデンテラス/神戸市 ①ポートアイランド北公園/神戸市 ①メリケンパーク&モザイクガーデン/神戸市 ①ビーナスブリッジ ①若草山 ①鷲ヶ峰コスモスパーク ⑥大内峠一字観公園/与謝野町 ⑥道の駅あわじ園/淡路市 ⑦ポーアイおさい公園/神戸市 ⑦伊丹スカイパーク/伊丹市 ⑩東六甲展望台/芦屋市	①空中庭園展望台/大阪市 ①大阪府咲洲庁舎展望台/大阪市 ⑥通天閣/大阪市 ⑦自然体感展望台六甲枝垂れ/神戸市 ⑨神戸市役所 1 号館 24 階展望ロビー/神戸市	①京都タワー/京都市 ①明石海峡大橋 ①ライトアッププロムナード・なら ①神戸ポートタワー/神戸市 ④OSAKA 光のルネサンス/大阪市 ⑤姫路城/姫路市 ⑧天満橋・天神橋・難波橋(浪華三大橋ライトアップ)/大阪市 ⑨大阪城/大阪市 ⑩東山・嵐山花灯路/京都市 ⑩高台寺/京都市 ⑪石山寺紅葉ライトアップ/大津市	
中国	①鷲羽山 ①千光寺公園 ①灰が峰 ①火の山公園 ⑥道の駅はわい/湯梨浜町 ⑥竜王山公園/山陽小野田市 ⑦晴海親水公園/周南市	①海峡ゆめタワー	①厳島神社 ①関門橋//下関市・北九州市 ①ひろしまドリミネーション/広島市 ⑨周南冬のツリーまつり/周南市 ⑩海田大橋/広島市	⑩山口七夕ちょうちんまつり/山口市
四国	①眉山 ①屋島獅子の霊巖 ①日峯大神子広域公園 ①サンアンジェリーナ展望台 ①五台山公園 ⑥具定展望台/四国中央市	⑦ゴールドタワー/卯多津町	①瀬戸大橋/瀬戸大橋記念公園 ⑩池田冬のオブジェ夢来人イルミネーション/三好市	
九州	①皿倉山/北九州市 ①稲佐山 ①鍋冠山 ①弓張岳展望台 ①十文字原展望台 ①愛宕山公園 ①城山展望台 ①嘉数高台公園 ⑤エメラルドの海が見える展望台/石垣島 ⑥湯けむり展望台/別府市 ⑧油山片江展望台/福岡市 ⑨高塔山公園/北九州市 ⑩別府湾 SA/別府市	①福岡タワー展望台/福岡市 ①門司港レトロ展望台/北九州市 ④グローバルタワー/別府市	①熊本城/熊本市 ⑤長崎ランタンフェスティバル/長崎市 ⑧小倉イルミネーション/北九州市 ⑧ハウステンボスウインターイルミネーション/佐世保市 ⑧土谷棚田の火祭り/松浦市 ⑧教会イルミネーション/新上五島町 ⑧阿蘇ファームランド星のイルミネーション/熊本・阿蘇市 ⑨佐賀インターナショナルパルーンフェスタ「ラ・モンゴルファイエ・ノクチューン」/佐賀市 ⑨女神橋/長崎市 ⑩博多ライトアップウォーク博多千年煌夜/福岡市 ⑪スペースワールドウインターイルミネーション/北九州市 ⑪グラバー園/長崎市 ⑪冬季光の回廊/鹿児島市	⑩戸畑祇園大山笠/北九州市

(注) ○数字は選定時、第1回～第5回は不定期。なお、①は第2回以降の追加選定地を除く現在の登録地であり、第1回認定地発表時の件数(101箇所)と一致しない。

(資料) 日本夜景遺産公式ホームページ <http://www.yakei-isan.jp/>

(2) 京都市の現状と課題

毎年実施されている「京都市市民生活実感調査」の景観に関する質問「京都の個性的な町並み景観が守られている」によると、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の割合が、新景観政策実施当初（平成19年）の約4割から着実に増加して約6割となっており、市民には新景観政策の実効性が徐々に認識され評価されるようになったと見なすことができる（『平成27年度京都市景観白書』）。

ところで、平成28（2016）年3月14日夜、京都タワーのLEDによるライトアップが始まった。JR京都駅前にそびえ立つ京都のランドマークが美しい7つの色に変化している。今後はイベントや啓発活動等によって7つの色を使い分けるとされているが、この夜間照明に対する京都市民の評価はどうかの気がなるところである。

京都市景観計画では、「夜間景観」については「市街地景観の整備に関する計画」の「美観地区」等の河原町通、烏丸通、西大路・北大路通、御池通の項で「方針」のみが記述されているにすぎない。河原町通では「…賑わいのある、歩いて楽しい通り景観を形成すること」を景観形成の基本方針とし、「このため…賑わいのある歩行者空間の形成及び夜間景観の賑わいの創出を図る」とされている。「夜間景観の賑わいの創出」が、実際どのような光源や演出によって創出されるべきなのかという具体的方向性や指針は示されていない。

しかしながら、景観計画策定と並行して協議が進められた「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会・最終答申」（平成18（2006）年11月）では、「夜間景観形成」の一項を設け、現状が「悪化」状況にあることを指摘し、「…歴史都市・京都にふさわしい夜間景観のあり方について検討を行い、夜間景観形成のガイドラインの作成や、建築物や屋外広告物のネオンサインに関する基準の策定により、規制・誘導すべきである。…」としている。LEDという照明技術の進歩によってさまざまな「光」の試みが可能になった現在、この記述内容の実現、すなわちもう少し踏み込んだ指針もしくは基準を設定してしかるべきではないのか、というのが本調査の基本認識である。

ヒアリングを行った有識者の1人は、夜間景観は、一般には地域住民に「目指すもの、出来上がりが共有されると意外に簡単に決着がつく」としながらも、京都の場合は「良い意味で特殊解」であり、「…他都市に比べて難しいかも知れない。…町ごとの違いを語るには、より文学的な歴史的な見識からになりそうだがその差異は微妙…。逆に〈京都の灯り〉という1コンセプトで進められるかも知れない」と、京都特有の難しさについて述べている。また、京都市には「夜間景観は課題として認識されていて、これから真剣に取り組んでいくと思う。京都が世界的人気のある今、いろいろやっておいたほうが良い」という指摘にまさに賛同するものである。

昨秋「地域景観づくり協議会」の認定を受けた7つの団体が、情報交換により活動を充実させ制度を普及させて活動団体を増やすことを目的に、景観まちづくりにむけての「市地域景観まちづくりネットワーク」が発足した。有識者の「京都らしさの効果に気づき、民間の夜間のしつらえは加速度的に改善されている」という言葉通り、こうした民間によるネットワークでも、今後夜間景観整備の議論がなされることが期待される。

LEDは公共照明のあり方を大きく変え、今後も変えていく可能性を持っている。観光の視点による都心の建物や通りのライトアップ等「観光スポット」の整備は重要であることは言うまでもないが、それにとどまらず、今やLEDの活用を通じて市民が日常的に暮らす地域全体の夜間景観が安全・安定的な観点とともに、市民の地域への愛着や誇りにつながるような快適さ・美しさを確保していく整備のあり方、市民が夜間景観で「目指すもの」を設定し共有することを協議していく段階に入ったと思われる。

2 全国の先進都市の取組事例

(1) 神戸市

神戸市は「1,000万ドルの夜景」という呼称が定着し、ポートタワーなどのランドマークや歴史的建造物のライトアップや「神戸ルミナリエ」等、光のイベントに取り組んできた。平成16(2004)年3月、それらの取組みを体系的に整理し、神戸市全体での基本方針や取組みの方向性をまとめ「神戸市夜間景観形成基本計画」を策定し、順次取組みを進めてきた。これにより神戸らしい夜間景観にさらに磨きをかけ、「デザイン都市・神戸」の都市ブランド力を高めるとしている。(表2参照)

「基本計画」の目標は「神戸らしい夜間景観を目指して」とし、①地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造、②安心して暮らせる快適で安全なまちの創造、③環境にやさしいひかりのまちの創造 という3つの基本方針を掲げている。また9つの類型別の景観形成計画を設定している。

前章冒頭の計画分類では「基準のみ記述」に相当するが、地区ごとの細かな基準設定において際立っている。平成24(2012)年には「神戸市夜間景観形成実施計画(都心・ウォーターフロントエリア)」という地区別計画を策定した。目標年次は平成27(2015)年とし、フラワーロードほか5つのエリアについて7つの重点地区別に現状と課題を整理。それぞれ「光のコンセプト」と「取組の方向性」を設定し「取組イメージ」「修景イメージ」をビジュアルにわかりやすく表現している。具体的施策を「ハード施策」「ソフト施策」「しくみづくり」に分類し、短期・中期・長期別に「目標スケジュール」を提示するという細やかさである。例えば7つの重点地区の「光のコンセプト」は以下のとおりである。

- 税関線沿道 : 都心を貫く「シンボリックな光」の演出
- 旧居留地 : 落ち着いた風格のある「大人の光」の演出
- 南京町 : 活気ある「賑やかな光」の演出
- 乙仲・海岸通 : 個々の店舗が織りなす「ほのかな光」の演出
- 中突堤周辺 : 海辺に映り込む「きらびやかな光」の演出
- 新港突堤西 : みなと神戸らしい「新しい光」の演出
- ポートアイランド西 : 神戸港を一望する新名所のしかけづくり

同「実施計画」を着実に実行するため、有識者や照明専門家、地域団体・事業者で構成する「推進委員会」で事業の具体化に向けた検討を行う。地域団体と一緒に重点地区ごとのガイドラインを策定していることが大きな特長で、照明アドバイザーの派遣、照明整備等への助成を行い、地域団体や民間事業者への支援を行っている。

表2 神戸市・夜間景観形成推進事業

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間景観を都市の魅力を構成する重要な要素と位置付け、観光政策や都市ブランド戦略の柱の1つとして、ライトアップ、「神戸ルミナリエ」等の光のイベント等を実施。 ・夜間景観に特化した基本計画及び地区別計画を策定、有識者や照明専門家、事業者等で構成する推進委員会を設置。街灯照明の改善や視点場の整備、ライトアップ等のハード事業、照明の演出等のソフト事業、ガイドラインの策定、助成制度により地域団体等による夜間景観の形成を支援。
主な計画等	<p>■神戸市夜間景観形成基本計画 平成16年3月策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの基本方針と9つの類型別景観形成計画を設定。類型別に「夜間景観の特性と課題」「夜間景観形成のキーワード」「照明環境類型」「夜間景観形成の基本方針」「主要な地区例」を提示。 <p>〈3つの基本方針〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造 <ul style="list-style-type: none"> ①地区特性にあわせた夜間景観の形成 ②景観資源を生かす照明 ③夜間も楽しめるまちづくり 2 安心して暮らせる快適で安全なまちの創造 <ul style="list-style-type: none"> ①通行等の安全の確保と犯罪の防止 ②夜間環境の快適性の向上 3 環境にやさしいひかりのまちの創造 <ul style="list-style-type: none"> ①光害の防止 ②省エネルギーへの配慮 <p>〈9つの類型別キーワード〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○だれもが楽しめる眺望夜景 ○星空が楽しめる ○わかりやすさとゆとりのある夜間景観 ○海面に映える華やかな夜間景観 ○花と緑が楽しめるやすらぎの夜間景観 ○安心して暮らせる快適で安全なまち ○快適でゆとりのあるまち ○個性と賑わいの夜間景観 ○夜間も安全で快適な職場環境
	<p>■神戸市夜間景観形成実施計画(都心・ウォーターフロントエリア) 平成24年3月策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間景観形成基本計画に基づく、概ね5年間の都心・ウォーターフロントエリアの地区別実施計画。[対象地域: フラワーロード、都心、ウォーターフロント、都心北、HAT神戸の5エリア、目標年次:2015年] ・7つの重点地区別に現状と課題を整理、「光のコンセプト」と「取り組みの方向性」を設定し、「取り組みイメージ」「情景イメージ」をビジュアルに表現。具体的施策を「ハード施策・ソフト施策・しくみづくり」に分類し、短期・中期・長期別に「目標スケジュール」を提示。 <p>〈4つの重点テーマ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○光の質の向上 ○引き算のデザイン ○環境への配慮 ○市民・事業者・大学等・行政の協創 <p>〈7つの重点地区別「光のコンセプト」〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○税関線沿道 : 都心を貫く「シンボリックな光」の演出 ○旧居留地 : 落ち着いた風格のある「大人の光」の演出 ○南京町 : 活気ある「賑やかな光」の演出 ○乙仲・海岸通 : 個々の店舗が織り成す「ほのかな光」の演出 ○中突堤周辺 : 海辺に映りこむ「きらびやかな光」の演出 ○新港突堤西 : みなと神戸らしい「新しい光」の演出 ○ポートアイランド西 : 神戸港を一望する新名所のしかけづくり
主な取組	<p>■神戸都心夜景10選 平成24年12月選定 「都心・ウォーターフロントエリア」の夜間景観を公募・選定、紙媒体やホームページで地図と写真をキャッチフレーズと併せて紹介。</p> <p>■KOBE ライトアップ DAY 平成25年12月選定 祝祭日や神戸ならではの催事日等を選定、フラワーロード「光のミュージアム」やポートタワー等複数施設が一斉点消灯や時間差点灯、色の変化などの光の演出を行う。</p> <p>■まちのあかりのガイドライン(税関線沿道南地区) 平成26年3月策定 フラワーロード美緑花推進協議会が地区の目指す目標、光のルールや照明デザインによる光の演出方法、協議の手続きをとりまとめたもの。平成26年度から運用開始。</p> <p>■フラワーロード「光のミュージアム」平成24年度～ フラワーロード沿線の緑・花・彫刻等のライトアップ用LED照明整備。平成25年5月点灯開始。</p> <p>■夜間景観形成支援制度 平成25年6月～ 夜間景観形成実施計画対象エリア内の景観まちづくりに取り組む地域団体・事業者に対して照明アドバイザー派遣、照明整備や関連イベント等への資金助成を行う。</p> <p>■神戸市夜間景観NEWS 平成25年3月～(年1回刊行) 夜間景観形成実施計画事業の広報誌。発行は神戸市夜間景観形成実施計画推進委員会。</p> <p>■夜景バスツアー 平成23年度～ 都心・ウォーターフロントエリアの夜景鑑賞スポットを巡る約1時間半の夜景バスツアー。</p> <p>■夜景サミット in 神戸 2015 平成27年10月開催 (表1参照)</p>

前述したように、神戸市が市民から募集した「心に残る神戸の風景」では、夜の神戸港や突堤、夕日に沈む明石海峡大橋、神戸ルミナリエなど、昼間の風景より夜間の風景が圧倒的に多かった。このように夜間景観が多くの市民にとっての「心の風景」になれば、整備のしがいがあると言える。

前述したように、神戸市が市民から募集した「心に残る神戸の風景」では、夜の神戸港や突堤、夕日に沈む明石海峡大橋、神戸ルミナリエなど、昼間の風景より夜間の風景が圧倒的に多かった。このように夜間景観が多くの市民にとっての「心の風景」になれば、整備のしがいがあると言える。

(2) 金沢市

金沢市は、周知のように、これまで歴史的町並みの「昼間」景観に関して積極的に保全施策を積み重ねてきたが、夜間景観の形成に関しても積極的な都市と言える。夜間景観創出を景観政策としてだけでなく、観光政策の重点施策としても位置付けている。金沢市は夜間景観を景観政策の重要な柱の1つとして、平成15(2003)年に全国で初めて「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」という夜間景観に特化した条例を制定している。

(表3参照)

条例は目的を「恵まれた自然、歴史的なまちなみ、新たな都市空間などの地域の特性に応じた良好な夜間景観の形成を図り、もって本市の個性と魅力を磨き高めること」としている。条例の主な内容としては、景観審議会等の意見に基づいて照明環境形成地域及び夜間景観形成区域を指定し、それぞれの形成基準を定めていることである。事前協議または行為の届け出が必要としている。

以下の5つの基本方針を掲げている。

- ①安心・安全な暮らしのための夜間照明の確保
- ②環境に配慮した適正な照明環境の充実
- ③地域の方向性に合わせた機能性の高い照明環境の形成
- ④金沢の個性と魅力を高める夜間景観の形成
- ⑤一体感のある、計画的な夜間景観の形成

さらに、平成21(2009)年には景観法に基づく「金沢市景観総合計画」を策定し、その中で6つの「夜間景観形成の方針」を定めるとともに、平成26(2014)年には「金沢らしい夜間景観整備計画」を策定している。そこには先の「条例」に基づき、歴史的景観保全区域を対象に、公共空間における照明整備の進め方や路線別の具体的な整備方針、金沢らしい夜間景観の方向性を提示している。「条例」では安心・安全や環境への配慮といった方針が上位にあって、「金沢の個性と魅力」が下位に位置づけられている印象であったが、ここでは「金沢らしい夜間景観」という個性創出・主張型の整備方針が前面に出たイメージと言える。

日常のあかりのあるべき姿として、①暖かみのあるあかり、②まぶしくないあかり、③地域特性に応じたあかり、④生活からにじみ出るあかりという、シンプルでわかりやすい「4つのあかり」方針を提示していることも興味深い。

表3 金沢市・金沢らしい夜間景観創出事業

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間景観を景観政策の柱の1つに位置付け、全国初の夜間景観形成条例を策定。社会実験やワークショップ、科学的解析手法の導入により区域特性に応じた方針・基準及び数値指標を設定、良好な照明環境の形成と更なる夜間景観の魅力創出に取り組む。 ・「世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画」（平成26年2月策定）の重点施策として「ナイトカルチャーによる賑わい創出」と「金沢らしい品格のある夜間景観の創出」を掲げ、魅力的な夜間景観づくりを観光交流分野の主要施策に位置付ける。 ・金沢市は都市照明の国際賞「シティ・ピープル・ライト・アワード」2011年3位入賞。
主な計画等	<p>■金沢市における夜間景観の形成に関する条例 平成17年9月策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国初の夜間景観に特化した条例。良好な照明景観の形成を図る「照明環境形成地域（市全域）」及び魅力的な夜間景観の保全・創造を図る「夜間景観形成区域」を指定し、形成基準（照明の方法、照明器具、屋外照明設備の形態及び色彩その他の意匠等）を設定。事前協議及び行為の届出制度により該当地域の夜間景観形成を誘導。 <p>〈5つの基本方針〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安心・安全な暮らしのための夜間照明の確保 2 環境に配慮した適正な照明環境の実現 3 地域の方向性に合わせた機能性の高い照明環境の形成 4 金沢の個性と魅力を高める夜間景観の形成 5 一体感のある、計画的な夜間景観の形成 <p>■金沢市景観総合計画 平成21年7月策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成の基本理念や目標、景観まちづくりの基本方針を定める、景観施策の長期的な行動指針計画（景観マスタープラン）。「景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針」で夜間景観に関する整備方針を提示、地域別の景観資源を整理。景観法に基づく「金沢市景観計画」は短中期的な運用実施計画として位置付け。 <p>〈夜間景観形成の方針〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遠方からの見え方にも配慮した夜間景観の形成（地形の構図） 2 歴史的市街地と調和した夜間景観の誘導（歴史の構図） 3 まちなか景域における魅力的な夜間景観の形成（歴史の構図） 4 土地利用状況に応じた適切な夜間景観形成の誘導（土地利用の構図） 5 季節毎の特色ある夜間景観の保全・継承（土地利用の構図） 6 公共事業による先導的な夜間景観の形成（土地利用の構図） <p>■金沢らしい夜間景観整備計画 平成26年3月策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間景観形成条例に基づき、歴史的景観保全区域を対象として公共空間における照明整備の進め方や路線別の具体的な整備方針、金沢らしい夜間景観の方向性を提示。地域の景観資源を活用した伝統的な街並みの魅力をさらに高める公共照明と、生活のあかりとのコラボレーションによる「金沢らしい夜間景観」の形成を図る。 ・金沢工業大学の協力により市内5箇所で開催した照明実験を実施、最新の画像処理技術を用いた解析検証結果に基づき数値指標や整備方針を提示。 <p>〈4つのあかり〉 ※金沢における日常のあかりのあるべき姿</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暖かみのあるあかり 2 まぶしくないあかり 3 地域特性に応じたあかり 4 生活からにじみ出るあかり
主な取組	<p>■公共照明の整備 長町景観地区の道路照明灯、浅野川の橋梁照明等、歴史的景観保全区域における照明整備事業。</p> <p>■金沢ライトアップバス（北陸鉄道、金沢市観光協会） 毎週土曜に市内の主要ライトアップスポット16箇所を43分で巡る循環運行バス。</p>

京都市同様、夜間景観条例の制定までに歴史的文化都市として伝統環境保存条例や沿道景観形成条例等、いくつかの昼間の景観保全・形成に関する条例を制定しており、屋外広告物のネオン面積規定などは夜間景観の表情にも影響を与えている。条例制定までに夜間景観の認識や個性に関する検討委員会の設置や、調査、さまざまな社会実験、ワークショップ等を行っている。その中で「イメージ像」を抽出し、それを創出するために目標となる照度等の「基準数値表」を作成したことが金沢市の夜間景観政策の大きな特長と言える。

金沢市は、平成 23（2011）年、都市照明の国際賞「シティ・ピープル・ライト・アワード」3位に入賞したが、それまでの努力が報われた結果と言える。夜間景観創出に向けては、金沢市のように時間をかけて「イメージ像」を導き、そのための「光」の演出の具体的基準を設定するところまで到達することが理想と言えよう。

（3）浜松市

夜間景観計画とは少し性質が異なるが、3つ目の事例として浜松市の「音・かおり・光環境条例」（平成 16（2004）年施行）を挙げる。優れた夜間景観を光資源として選定するとともに、光害をきっかけに「光環境」を創造しようという全国で唯一の提案型条例である。

（表 4 参照）

この条例は「人に潤いや安らぎを与えてくれる音・かおり・光資源を保全するとともに、市民及び事業者の日常的な生活や事業活動に伴って発生する人に不快感や嫌悪感を与える騒音、悪臭及び光害（以下「感覚公害」）の防止に、市民、事業者及び市が共同して取り組んでいくための各々の責務を明らかにし、もって市民が求める快適な生活環境の創造に資することを目的とする」都市環境全体についての規定である。

表 4 浜松市・音・かおり・光環境創造事業

概要	<p>・快適な生活環境の創造を目的として、音・かおり・光資源を保全し「感覚公害」（騒音、悪臭及び光害）を防止する条例を策定。すぐれた夜間景観を光資源として選定、光害をきっかけに「光環境」を創造する全国で唯一の提案型の条例。</p>
主な計画等	<p>■音・かおり・光環境創造条例 平成 16 年 3 月公布、同年 10 月施行</p> <p>・騒音、悪臭と並ぶ都市生活型の「感覚公害」の 1 つに光害を位置付け、法令による規制がない光害について独自に規制するもの。</p> <p>〈第 6 章 光害の少ない生活環境の保持〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具等の減灯等の協力要請（第 10 条） ・照明器具等の設置等における配慮（第 11 条） ・営業時間外における減灯又は消灯の奨励（第 12 条） ・投光器等の使用の制限（第 13 条） ・勧告、命令及び公表（第 14 条）、立入検査（第 15 条）
主な取組	<p>■浜松市音・かおり・光資源百選</p> <p>音・かおり・光環境創造条例の規定に基づき、次代に継承すべき環境資源を選定。市町村合併後に新規公募・再選定、ガイドブックを作成。光資源に夜景資源を含む。</p> <p>〈光資源のうち夜間景観に関する資源例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜空に浮かぶアクトシティ ・街角を照らす冬の蛍 ・天文台から見る星 ・水辺に映る蛍の光 ・奥山公園の夜桜 ・舞阪灯台のあかり ・三ヶ日町内のイルミネーション 等

「感覚公害」という言葉に象徴されるように、騒音等に対する市民の苦情増加に対応するとともに、「騒音規制法」等では市民の日常生活から発生する騒音や悪臭については規制の対象外であること、光害には法令による規制がないといったことを背景としている。

昨年私が実施した政務調査「京都における音楽文化の振興に関する調査研究」では「「感覚環境」のまちづくり」を提案したが、京都市においても景観・夜間景観という目に見える環境だけでなく、「音」を含めた都市の「感覚環境」全体の充実につなげたいという問題意識があるからである。浜松市の「音・かおり・光環境条例」は規制条項中心の規制型条例であり、難しい課題と思われるが、「音」にしる「香り」にしる発展型の条例にしていくことを今後は検討すべきであると考えられる。

（４）京都市が取り入れるべき要件

先に「京都は日本の中では良い意味で特殊解」という有識者の指摘があった。それは市外の人からすれば京都というまちがイメージしやすいという意味であり、逆に市民からすればステレオタイプ化されたイメージでは納得できないということで、両者の折り合いをつけていくことが難しい「特殊解」と解釈できよう。しかし、ここでは市民の自発的な「市民力」に目を向けたい。昨夏、各地域で景観まちづくりに取り組む「地域景観づくり協議会」の 7 団体が、互いの情報を交換して活動を充実させることを目的に「地域景観まちづくりネットワーク」を立ち上げた。こうした市民自らによる景観まちづくり活動により、特に都心部においては「改善」の方向に向かっている。それが有識者の「京都は民間が頑張っている」という評価につながっていると思われる。

京都市においては、こうした市民の自発的な動きを支援し、すでに改善されつつある都心部の現状を、再度夜間景観の視点から見直す必要があると考えられる。恒常的な夜間景観の整備方向についての指針、ガイドライン、重点地区等を明確化するとともに、観光・商業地域以外の都心部や郊外部の居住地域についても徐々に整備方向を決定していく必要があるのではないか。

それこそが景観計画の「進化」であり、「夜間景観」を魅力ある観光資源としての位置づけから、「シビックプライド」、すなわち市民の誇りにつながるような都市資源にしていくことであり、そのため市民や事業者のインセンティブを形成していくことが求められる。

3 京都らしい夜間景観創出に向けての提言

【基本的な考え方】

観光客により美しい京都を見せるとともに、何より市民が美しい夜景を楽しむことを目的に、現行の景観計画を進化させることを基本として、官民共同のもと、魅力ある夜の京都の演出のため、恒常的に良質の夜間景観を創出していくことを基本的な考え方とする。

すでに京都市内部にあっては、各種の調査研究等により、京都らしい夜間景観創出に向けての準備がなされていると推測されるが、そうした成果をもとに早急に政策として具現化する後押しとするため、以下の「提言」を取りまとめる。

【提 言】

（１）景観計画における「夜間景観形成指針」の策定

景観計画に夜間景観の整備方向についての指針、ガイドライン、重点地区等を明確化することがまず重要である。また、観光・商業地域以外の都心部や郊外部の居住地域についても徐々に整備方向を構築することが必要である。さらに実効性あるものとするため進行管理（ロードマップ）や官民がどう整備すべきかについての方向性も含めた「京都市夜間景観形成推進計画」を策定し、良好な夜間計画の形成を進めるべきである。

（２）「夜間景観協議会」の設置

そのために、京都らしい夜間景観計画のあり方、指針、基準、指定地域等を調査研究し、整備方向を検討していく庁内担当組織を早急に整備するとともに、まちづくりを市民協働で進めていくための協議会を設置することが重要である。その際、協議会は都市計画やまちづくりの学識経験者とともに、夜間景観・照明の専門家や照明器具メーカー等の技術者等の民間事業者をはじめ広く市民の参加のもとに幅広い知見を取り入れることのできる委員構成とすべきである。

（３）夜間景観創出の顕彰制度の創設

主に民間事業者を対象として、夜間景観の京都モデルとなるような創出主体に対しては顕彰制度を設置し、事業者の気運を盛り上げていく。本年４月より京都市は京都らしさを演出するのれんや提灯に補助制度をスタートさせる。この制度はきわめて評価できるものであり、今後は補助の対象を「品の良い」「京都らしい」「芸術的な」提灯や行燈、街灯など、夜間景観を演出する（ストリート）ファニーチャーにまで拡充すべきと思われる。こ

うした試みは、夜間景観計画を高度化していくことにつながる。また、逆に夜間営業のみの飲食店や自動車等動体物の、あまり品の良くない看板やペイント、ファニーチャー類が規制対象外になっていることは再考すべきである。

(4) 「夜間景観形成支援制度」の創設

策定する「夜間景観形成指針（仮称）」に基づいた民間事業者や地域団体等市民が行う夜間景観の向上に向けた会議への支援のあり方や、夜間景観の整備事業等に対する助成制度の創設等の夜間景観の良好な形成に向けた誘導政策を検討すべきである。

(5) 夜間景観に配慮した公共施設の整備促進

京都駅東部に市立芸術大学の移転が計画され、現在そのための準備がなされているが、果たして夜間景観まで配慮した整備が検討されているのかどうか。近年整備された大学の都心キャンパスや大型商業施設を見ると、昼間は心地よい空間が整備されているが、夜間の景観はほとんど考慮されておらず、何より周辺が薄暗く人通りが少なくなって危ないと思われる箇所が散見される。今後、大型の公共施設等の整備に関しては、夜間景観まで配慮した整備計画を義務付けてはどうか。それが民間事業者のモデルになるよう誘導していくことが重要である。

(6) 「夜間景観（照明）アドバイザー」制度の創設

これまで昼間景観については景観アドバイザーという仲介者（コミュニケーター）により円滑な整備が図られてきたが、夜間景観についても一定の権限を持って事業者や住民、行政にアドバイスする夜間景観（照明）アドバイザー制度を設け、迅速な対応が図れるよう充実させる。ただ、景観アドバイザーの労力に対するこれまでの報酬の妥当性については再検討する必要がある。

(7) 都市の「音」や「香り」と都市景観との関係についての検討

浜松市のように条例とするかどうかは別にして、夜間の光景観という視覚の対象以外にも、「音」や「香り」という聴覚や嗅覚の対象となる都市環境の構成要素についても、進化しつづける京都市の景観政策には、十分に反映させるべき視点である。文化力の高い都市である京都市であるからこそ、この政策分野は景観政策において重要である。

都市の「感覚環境」全体の充実を視野に入れた、言わば都市環境計画を策定していくことを検討する。

表 政令指定都市の景観計画における「夜間景観」に関する記述内容

都市	名称 策定年月	景観計画の構成 ★は夜間景観に関する記述を含む項	景観計画区域 ◎は特定区域	夜間景観に関する記述内容(屋外広告物に関する事項を除く) △は景観重要公共施設に関する規定。【】内は地域区分別、基準部分に網掛け	景観関連の主な条例、計画・指針等 ★は夜間景観関連、【】内は所管部局	備考 ★夜間景観関連事業等
札幌市	札幌市景観計画(案) H27.3月(予定)	第1章 目的と位置付け★ 第2章 札幌の景観特性 第3章 景観形成の理念・目標・基本姿勢 第4章 良好な景観の形成に関する方針 第5章 良好な景観の形成に向けた取組 第6章 計画の推進にあたって 別表1 景観計画区域★ 別表2 景観計画重点区域★ 別表3 色彩景観基準	市全域 ◎重点区域(4地区): 大通、札幌駅前通北街区、札幌駅南口、札幌駅北口	■方針・札幌駅前通北街区の整備指針で夜間景観に言及。 【札幌駅前通北街区】「街並みのにぎわい感には夜間の演出も重要である。札幌駅前通では、地下歩行空間のスルーホールの暖色系の光や冬期間のイルミネーションにより、楽しく歩ける環境が整えられている。沿道の建築物においても、これらと協調しながら夜間景観を演出することが必要である。低層部の連続性、開放性や夜間景観の演出によって、時間帯を問わず、にぎわいが感じられるよう配慮することが大切である。」 ■基準・全域共通の「照明」の項を設定、2特定区域で「夜間景観」の項を特設。 「(照明)暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を行う。なお、激しく動光が変化するものや華美なものとは原則として使用しない。」 【大通】「1階部分には、ショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等のサービス施設を配置するなど、歩行者に快適さを与えるよう努めるとともに、休日や夜間の景観にも配慮する。」 【札幌駅南口】「(夜間景観)夜の歩行空間を演出する照明装置やショーウィンドウ等の活用により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。」 【札幌駅北口】「(夜間景観)昼とは異なる魅力的な夜間景観を計画するよう努める。」 【札幌駅前通北街区】「ショーウィンドウなど開口部から発せられる光、壁面やオープンスペース等の照明により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。また、落ち着きのある光や建築物の素材等を活かした照明計画に配慮する。」 ■その他・前提となる景観のとらえ方の「時間的要因」として夜間景観に言及。 「朝や日中、夜間など、時間帯によっても見え方は異なります。」	■札幌市都市景観基本計画(H9.3) ■札幌市都市景観条例(H19.12) ■札幌市屋外広告物条例(H10.10) ■今後の札幌市の都市景観行政のあり方について(都市景観審議会提言、H22.3) 【都市整備局 計画部 都市景観課】	・「札幌市まちづくり戦略ビジョン」策定(H25)に伴い「都市景観基本計画」と「景観計画」を統合 ・計画期間を設定(概ね20年間、目標年次H47) ・市民アンケート(H27.1)実施、「札幌の景観で魅力を感じるもの」のうち「夜景やイルミネーション」42.1%、自然以外で第3位 ☆2015 夜景サミットで「新日本三大夜景」に選定
仙台市	仙台市「杜の都」景観計画 H21.3月(H25.6改)	はじめに 序章 本市の景観特性と今後の景観形成の方向 第1章 景観計画の区域 第2章 良好な景観の形成に関する方針 第3章 良好な景観形成のための行為の制限★ 第4章 屋外広告物に関する行為の制限★ 第5章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項 第7章 今後の推進方策	市全域 ◎景観重点区域(1地区) ◎景観地区(3地区): 青葉通、宮城野通、定禅寺通	■基準・市街化区域に照明に関する基準を設定。地区別「誘導指針」で低層階の夜間景観に言及。 「外部の照明設備は、街並みの楽しさを創出する夜間照明などを工夫する。」 【宮城野通】「夜はいつでも美しく、散策が楽しめる街にするため、ショーウィンドーや歩行者向けの照明など光を活用した演出を図る。(事例写真)照明を活用した演出により夜間景観に配慮した建築物」※街並み形成ガイドライン 【定禅寺通】「積極的にショーウィンドーやショールーム、ショッピングウィンドー化を進め、夜間の景観形成にも配慮する。(事例写真)ライトアップによる夜間景観の形成/定禅寺通から建物内部が明るく見える照明効果」※同前	■杜の都の風土を育む景観条例(H7.3) ■仙台市屋外広告物条例(H1.3) ■街並み形成ガイドライン(宮城野通、定禅寺通)、地区計画ガイド(青葉通) ※内容については左記参照 ■風格ある杜の都・仙台を目指して-成熟と発展を共に支える景観創生への提言(景観審議会提言、H20.6) 【都市整備局 計画部 都市景観課】	・「景観チェックリスト」の配慮事項に「夜間景観の楽しさ・美しさ」「温かみのある光」(市街地)、「魅力的な夜間景観の演出」(都心)の項を設定
さいたま市	さいたま市景観計画 H22.4月	序章 はじめに 第1章 景観計画の区域 第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項★ 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 第6章 景観重要公共施設の指定の方針	市全域 ◎景観形成特定地区(1地区): 宮原	■基準・地域区分別に照明に関する基準を設定。 【景観誘導区域】「○夜間照明を設置する場合は、暖かみのある照明を用いるなど、夜でも安全に楽しく歩ける歩行空間となるよう配慮する。○過度に点滅する光源(光源の動き、色の変化のあるものを含む)や派手な照明は避ける。」 【景観保全区域】「○夜間照明を設置する場合は、周辺環境の雰囲気や損ねないよう控えめな照明とするよう配慮する。○点滅する光源や派手な照明は使用しない。」 【宮原景観形成特定地区】「○十字骨格では、建築物の室内照明から漏れる光やライトアップなどによる光により、沿道に光の連続性をつくり出すよう工夫する。○結節点では、周辺環境への光害に配慮した上で、植栽やストリートファニチュアのライトアップなどで夜間のランドマークをつくるよう工夫する。○地区縁辺部、敷地内空間では、落ち着いた雰囲気を損ねないよう控えめな照明とし、足下灯やダウンライトなどにより暗がりや物陰などが生じないように工夫する。」	■さいたま市都市景観形成基本計画(H19.10) ■さいたま市景観条例(H22.3) ■さいたま市屋外広告物条例(H14.12) ■景観色彩ガイドライン(H22.3) 【都市局 都市計画部 都市計画課 まちなみ・景観係】	
千葉市	千葉市景観計画 H22.12月	序章 千葉市景観計画の目的 第1章 千葉市の景観特性★ 第2章 景観計画の区域 第3章 景観形成の目標と方針★ 第4章 景観形成の誘導★ 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 第7章 公共施設の整備等に関する事項 第8章 景観施策の推進方策★	市全域 ◎景観形成推進地区(1地区): 幕張新都心中心	■方針・目標「時をきざむ景観形成」の基本方針で夜間景観に言及。ゾーン・用途別に夜間景観や照明に言及。 「(基本方針:時の中の景観をつくる)一日の時間の変化に配慮し、深みや印象に残る表情づくりを進めます。○夜明け、夕暮れ時や夜間の特性を活かした景観形成を図る ○質の高い光による景観形成を図る」 【うみ・まちゾーン】「(商業・業務系用途)魅力ある夜間景観の形成を図る」 ※ほか省略 【都心ゾーン】「千葉都心にふさわしい魅力ある夜間景観の形成を図る:千葉都心の魅力を高め、歩行者に印象的な表情を与える夜間景観の形成を図ります。」「幕張新都心にふさわしい魅力ある夜間景観の形成を図る:幕張新都心の魅力を高め、印象的な表情を与える夜間景観の形成を図ります。」「蘇我副都心にふさわしい魅力ある夜間景観の形成を図る:副都心の魅力を高め、印象的な表情を与える夜間景観の形成を図ります。また、周辺の工業施設群の活用を努めます。」 【幹線道路沿道ゾーン/河川周辺ゾーン】「…過度な表現や過度な光を生じる照明等を避け、秩序ある沿道景観/景観の形成を目指します。」 ■基準・行為別に照明の基準を設定、幕張新都心中心地区には「ライトアップ」の項を特設。 「(敷地)照明は、周辺や建築物との調和に配慮した光のあり方を検討するとともに、場所の魅力を引き立てるよう工夫し、回転サーチライト等の過度な光による演出は避けるものとする。」「(工作物)照明は、周辺や建築物との調和に配慮した光のあり方を検討するとともに、場所の魅力を引き立てるよう工夫し、回転サーチライト等の過度な光による演出は避けるものとする。」 【幕張新都心中心】「(ライトアップ)新都心の夜間の演出の一環として主要な施設をライトアップする場合は、賑わいと彩りをそえるよう配慮する。」 ■その他・千葉市の景観特性として夜間景観に言及。 「ルミラージュちば」などの夜間における魅力ある景観形成など、時間の変化を積極的に活かした景観形成が行われています。」	■千葉市都市景観条例(H8.3.H22.12改) ■千葉市屋外広告物条例(H3.12) ■景観法に基づく届出ガイドライン(H23.8) 【都市局 都市部 都市計画課 都市景観デザイン室】	・2次5か年計画(H18～22)で「都心部夜間景観計画」の策定(夜間景観計画モデル地区実施)事業を実施 ☆「工場夜景クルーズ(千葉港海上交通運航実験)」(H22～、海辺活性化推進室)

都市	名称 策定年月	景観計画の構成 ★は夜間景観に関する記述を含む項	景観計画区域 ◎は特定区域	夜間景観に関する記述内容(屋外広告物に関する事項を除く) △は景観重要公共施設に関する規定、【】内は地域区分別、基準部分に網掛け	景観関連の主な条例、計画・指針等 ★は夜間景観関連、【】内は所管部局	備考 ★夜間景観関連事業等
川崎市	川崎市 景観計画 H19.12月 (H23.6)	序章 川崎らしい景観をめざして 第1章 景観計画の区域 第2章 良好な景観の形成に関する方針★ 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項★ 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針 第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 第6章 景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項 第7章 景観形成の推進方針★	市全域 ◎景観計画特定地区(6地区): 新百合丘駅周辺、川崎駅西口大宮町、川崎駅周辺、武蔵小杉周辺、鹿島田駅西部、新川崎	■方針・用途別「屋外照明」の項で詳述。武蔵小杉周辺は「照明のデザイン」の項でエリア別に詳細に記述。 「(共通)○点滅するもの、光の色が極端に変化するもの、回転サーチライトなど、周辺に光害を与える恐れのある光源や器具は避けるよう努める。」「(住宅系)○共同住宅の共用部分などの屋外照明は、落ち着きと暖かみを感じられる光源の使用に努める。」「(工業・物流系)○臨海部の屋外照明は、施設の特徴ある形態を浮かび上がらせるなどの工夫に努める。○住宅地が隣接する工場や物流施設等の屋外照明は、住宅地との調和に配慮した光源や器具の使用に努める。」「(商業・業務系)○夜間の景観について、建築物等の低層部における賑わいの演出に努める一方で過度な照明計画は避けるよう努める。○建築物等の高層部における屋外照明は、周辺の景観から突出しすぎない節度あるものとするよう努める。」「(公共建築物等)○屋外照明は、安全、安心な空間づくりを基本とし、適切な照明計画に努める。○ランドマークとなる建築物等には、景観照明を行うよう努める。」「(敷地境界部及び敷地内の外構)○敷地内は、市民の憩いとやすらぎの空間となるよう、ベンチや屋外照明などのストリートファニチャーは、デザインに配慮するとともに適切に配置するよう努める。」 【武蔵小杉周辺】「(ものづくりの軸) a 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は新しさと軽快感があるシンプルで直線的なデザインとする。 b 光源は、夜遅くまで研究開発に勤しむ人々に対しても、安心感を与えることができる色温度の低い暖かみのあるものを用いる。」「(くらしの軸) a 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、居住空間として、夜間の落ち着きと安らぎを演出するために、照明は丸みを帯びた優しく親しみやすいデザインとする。 b 光源は、夜遅く帰宅する人々に対しても、安心感を与えることができる色温度の低い暖かみのあるものを用いる。」「(商業・賑わいの軸) 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は、暗がり無くすよう配慮するとともに、夜の賑わいを演出する暖かみのある光源を用いる。」「(シビック軸) 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は、落ち着きと品格が感じられるシンプルで優しく親しみやすいデザインとし、光源は、色温度の低い暖かみのあるものを用いる。」 ※ほか主要駅の「駅前広場のデザイン」省略 ■基準・特定地区別に「あかり(照明)のデザイン」の項で屋外照明の色温度等を詳細に規定。 【新百合丘駅周辺】「(1)原則として色温度の低い暖かな照明を使用する。(2)原則として点滅する照明は使用しない。(3)室内からのもれあかりを見せたり、外壁面を照らすなど、夜間にかけての街のにぎやかさの演出に配慮する。(4)光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう間接的な照明に努める。(5)建築物や植栽等をライトアップし、夜間景観の演出に配慮する。(6)拠点サインやバスシェルターなどを防犯上のあかり施設としてとらえてデザインするよう努める。」 【川崎駅周辺】「(1)屋外照明は、周辺の環境に配慮した節度あるものとする。原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。(2)建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖みのある光源(色温度3,000ケルビン以下程度)を基調とするものとする。(3)建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高くかつ暖みのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。(4)光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。(5)屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮し、夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。」「(公共用地等のデザイン-照明)屋外照明は、演色性が高く、かつ、暖みのある光源として色温度3,000ケルビン程度とするものとする。」 ※ほか省略	■川崎市都市景観条例(H6.12) ■川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例(H21.3) ■川崎市風致地区条例(S46.12) ■川崎市屋外広告物条例(S46.12) ■公共空間景観形成ガイドライン(H26.7) ※「屋外照明」の項がある。 ■多摩川景観形成ガイドライン(H20.3) ※「照明の基準」の項で基本的考え方、景観形成基準、解説、具体的な展開方法を紹介 ■臨海部色彩ガイドライン(H8.4) ■東海道川崎宿まちなみまちづくりガイドライン(H17.6)※「回遊性のあるまちづくり」に「あかり」の項がある。 【まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課】	・「景観計画届出マニュアル」「景観計画デザインチェックシート」に「屋外照明」の項を設定 ☆第1回全国工場夜景サミット開催(H23.2, 参加4都市)
横浜市	横浜市 景観計画 H19.10月 (H21.7)	第1編 横浜市における景観形成 第1章 景観計画の区域 第2章 良好な景観の形成に関する方針 第3章 景観重要建造物の指定の方針 第4章 景観重要樹木の指定の方針 第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画 第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画 第3編 景観推進地区ごとの景観計画 第1章 関内地区における景観計画★ 第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画 第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画★	市全域 ◎景観推進地区(3地区): 関内、みなとみらい21中央、みなとみらい21新港	■基準・2 特定地区に「特定照明」の基準を設定。公共施設の整備に関して照明に言及。 【関内】「ア「歴史的界限形成エリア」内においては、歴史的建造物以外の建築物又は工作物は、投光器等で照らしてはならない。イ 日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する建築物及び工作物は、投光器等で照らしてはならない。」 【みなとみらい 21 新港】「…「赤レンガ倉庫」は、歴史が感じられる魅力的な夜間景観を演出するため、投光器等で照らすものとする。」 △「(道路)車道照明と歩道照明を分離して設置する。」「(橋梁)みなとや歴史が感じられ、島への玄関であることを認識できる照明の演出を行う。」「(港湾緑地)水際の照明は、水面への映り込みを意識して低位置に連続して行うなど、海からの眺望や周辺地区からの見下ろし景観を演出する。」 ※ほか省略	■横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(景観条例)(H18.2) ■横浜市屋外広告物条例(H23.3) ■横浜市風致地区条例(S45.6) ■美しい港の景観形成構想(H26.3) ※配慮事項に「水への映り込みを意識し、魅力ある夜景を創出」「産業景観や夜などを積極的に発掘」 ■横浜市景観ビジョン(H18.12, H29 改訂予定) ■横浜:都市デザインの先駆者としての今後の取組(都市美対策審議会提言,H26.4) ■都市デザインビジョン(H27.4) 【都市整備局 地域まちづくり部 景観調整課】	・景観法、景観条例及び屋外広告物関連業務を都市デザイン室から分離して担当課を新設(H25.4) ☆ヨコハマ夜景演出事業推進協議会を設置、約50の施設で「ライトアップ事業(ヨコハマ都市空間演出事業)」実施(S61~H26)

都市	名称 策定年月	景観計画の構成 ★は夜間景観に関する記述を含む項	景観計画区域 ◎は特定区域	夜間景観に関する記述内容(屋外広告物に関する事項を除く) △は景観重要公共施設に関する規定,【】内は地域区分別,基準部分に網掛け	景観関連の主な条例,計画・指針等 ★は夜間景観関連,【】内は所管部局	備考 ☆夜間景観関連事業等
相模原市	相模原市 景観計画 H22.3月	序章 第1章 景観特性と課題 第2章 景観計画 1. 景観計画の区域 2. 良好な景観の形成に関する方針★ 3. 建築物等の景観誘導方策及び行為の制限★ 4. 景観形成重点地区の指定 5. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針等 6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 7. 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準 8. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 9. 景観形成の推進に関する事項 第3章 実現化に向けた取組	市全域 ◎景観形成重点地区(候補6地区)	■方針・目標「心を豊かにする景観づくり」の方針の1つで夜間景観について特記。 「(方針:歴史や文化を生かした景観形成) ●魅力的な夜間景観の演出」 ■基準・地域区別に「(要素別)景観誘導指針」の「その他」の項で照明について規定。 【まちの地域】「商業地を除き,過激な光の拡散や点滅するネオン等の使用は避ける。」 【川とまちの地域】「過激な光の拡散や点滅するネオン等の使用は避ける。」 【湖と里の地域】「過激な光の拡散や点滅するネオンや液晶パネル等の使用は避ける。」 【山と里の地域】「光の拡散や点滅するネオンや液晶パネル等の使用は避ける。」 【全域】「(工作物)過激な光の拡散や激しいネオン等の使用は避ける。」	■相模原市景観条例(H22.3) ■相模原市屋外広告物条例(H14.12) ■まちの色彩景観ガイドライン(H14.3) ■都市デザインガイドライン(橋本地区,H6.11) ※照明の項に「魅力ある美しい夜の景観をドラマチックに演出」「単に明るくするだけでなく,効果的な演出を心がける」「(道路空間)照明の光源は,まつりの時の光源と調和するよう,あたたかみのある色に」等記述 【都市建設局 まちづくり計画部 街づくり支援課】	
新潟市	新潟市 景観計画 H19.4月 (H28.1)	1 景観計画区域 2 良好な景観の形成に関する方針 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項★ 4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	市全域 ◎特別区域(3地区): 二葉町1丁目1区,信濃川本川大橋下流沿岸,旧齋藤家別邸周辺	■基準・特定地区別に照明に関する基準を設定。 【二葉町】「敷地の道路と接する部分には,門灯等の照明設備を設置し,安全で明るい夜のまちなみづくりに努めること。」 【旧齋藤家】「屋外照明については,まちなみの景観に調和するものとし,過剰な光量としないこと。」	■新潟市都市景観条例(H19.3) ■都市景観形成基本計画(H5.3) ■景観形成マニュアル(建築物・工作物編)(H24.4) ■新潟市屋外広告物条例(H7.12) ■新潟市風致地区条例(H16.12) 【都市政策部 まちづくり推進課】	
静岡市	静岡市 景観計画 H20.4月 (H22.3)	序章 静岡市らしい良好な景観形成を目指して ■マスタープラン編 第1章 静岡市の景観の現況と特性★ 第2章 景観形成の基本方針 ■推進編 第3章 大規模建築物等の行為の制限★ 第4章 重点地区における景観計画★ 第5章 景観資源の保全・活用方策 第6章 景観形成の推進体制	市全域 ◎重点地区(3地区): 宇津ノ谷,日の出,駿府公園周辺	■方針・「地域環境を活かした夜間景観を形成する」を指針に掲げ,2特定区域で夜間景観に言及。 【全域】「住宅地や商業地,田園地域等のそれぞれの地域の光環境の状況に応じた照明により,夜間景観を形成します。」 【日の出】「海や港の雰囲気高め,魅力的な夜間景観の演出となるように努めます。」 【駿府公園周辺】「駿府城跡の歴史的雰囲気を高め,魅力的な夜間景観の演出となるよう努めます。」 ■基準・ゾーン別に「地域環境を活かした夜間景観」の基準を設定。2特定地区に照明の基準を設定。 【全域】「(住居系市街地)○周辺への光環境を考慮し,効果的な夜間景観の演出に努める。○住宅地や田園地域などの落ち着いた環境に配慮し,光の向きや光源の使用等に工夫を行う。○光源が露出した照明は使用しない。」「(商業系市街地)○周辺への光環境を考慮し,効果的な夜間景観の演出に努める。○住宅地や田園地域などの落ち着いた環境に配慮し,光の向きや光源の使用等に工夫を行う。」「(工業系市街地)○周辺への光環境を考慮し,効果的な夜間景観の演出に努める。○住宅地や田園地域などの落ち着いた環境に配慮し,光の向きや光源の使用等に工夫を行う。」「(沿道系市街地)○周辺への光環境を考慮し,効果的な夜間景観の演出に努める。○住宅地や田園地域などの落ち着いた環境に配慮し,光の向きや光源の使用等に工夫を行う。」「(田園・緑地)○周辺への光環境を考慮し,効果的な夜間景観の演出に努める。○住宅地や田園地域などの落ち着いた環境に配慮し,光の向きや光源の使用等に工夫を行う。○光源が露出した照明は使用しない。」「(自然)○周辺への光環境を考慮し,効果的な夜間景観の演出に努める。○住宅地や田園地域などの落ち着いた環境に配慮し,光の向きや光源の使用等に工夫を行う。○光源が点滅する照明は使用しない。」 【日の出】「建築物や植栽,ストリートファニチャー等をライトアップする場合は,隣接する施設相互の照明や歩行者に配慮し,効果的な夜間景観の演出に努める。」 【駿府公園周辺】「建築物や植栽,ストリートファニチャー等をライトアップする場合は,隣接する施設相互の照明に配慮し,効果的な夜間景観の演出に努める。」 ■その他・都市景観の景観特性として「眺望・夜景の景観」をあげる。 「(高台の眺望地点)…夜間においても,市街地の“光”と山々の“闇”のコントラストによる夜間景観となっています。」 「(光の演出による夜の景観)市街地内の主要な場所や施設などでは,イルミネーションをはじめとする光による演出が行われており,昼間の市街地とは異なる幻想的な景観となっています。その景観は,港や通りなど各々の特性に合わせた魅力ある夜の景観となっています。御殿山のさくらまつりでは,ライトアップされた桜を楽しむことができます。」	■静岡市景観条例(H20.3) ■静岡市屋外広告物条例(H15.4) ■環境色彩ガイドライン,大規模建築物等ガイドライン(H20.10) ■清水港・みなと色彩計画(H4) ■三保半島景観形成ガイドライン(H27.4) 【都市局 建築部 建築総務課 都市景観推進係】	・資料として「光の演出による夜の景観」一覧表及び景観要素図掲載

都市	名称 策定年月	景観計画の構成 ★は夜間景観に関する記述を含む項	景観計画区域 ◎は特定区域	夜間景観に関する記述内容(屋外広告物に関する事項を除く) △は景観重要公共施設に関する規定、【】内は地域区分別、基準部分に網掛け	景観関連の主な条例、計画・指針等 ★は夜間景観関連、【】内は所管部局	備考 ☆夜間景観関連事業等
浜松市	浜松市 景観計画 H20.11月 (H26.12)	1. 景観計画の区域 2. 良好な景観形成に関する方針 3. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 4. 景観計画重点地区の指定 5. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項 7. 景観重要公共施設の整備に関する事項 8. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	市全域 ◎重点地区 (1地区): 都田テクノポリス 工業地区	(該当なし)	■浜松市景観形成基本計画(H20.11) ※景観形成への取り組み方として、照明、光の保全や演出、光害に言及 ■浜松市景観条例(H20.12) ■浜松市屋外広告物条例(H17.6) ■浜松市風致地区条例(H18.12) ★音・かおり・光環境創造条例(H16.3) ※環境部所管 【都市整備部 土地政策課】	
名古屋市	名古屋市 景観計画 H19.3月 (H23.9)	はじめに 1 景観計画の区域 2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針★ 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項★ 4 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項★	市全域 ◎都市景観形成地区(7地区): 久屋大通, 広小路・大津通, 名古屋駅, 四谷・山手通, 築地, 今池, 白壁・主税・榑木	■基準・特定地区別に「夜景の演出」の基準を設定。「シャッター」「駐車場」の項で夜間照明に言及。 【久屋大通】「照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。」 【広小路・大津通】「広小路通/大津通に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。」 【名古屋駅】「主要道路に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。」 【(四谷・山手通)山手グリーンロード又は一般国道153号に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。」 【築地】「ガーデンふ頭周辺及び江川線に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。」 【今池】「ア 幹線道路に面する部分は、照明などの活用より、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。イ 店舗の外観に電飾化を図るなど、まちの活気とにぎやかさの演出に努める。」 「(シャッター)シャッターは、シースルー化や照明の工夫、ペイントを施すなどの景観上の配慮を行う。」 「(駐車場)駐車場は、花木による外周の緑化、夜間の照明、フェンスのデザインの工夫など、歩行者が楽しく歩けるよう街並みとの調和に配慮する。」 ※ほか省略	■名古屋市都市景観条例(S59.3) ■名古屋市都市景観基本計画(S62) ■名古屋市屋外広告物条例(S36.4) ■名古屋市風致地区内建築等規制条例(S45.4) 【住宅都市局 都市計画部 都市景観室】	
京都市	京都市 景観計画 H17.12 (H27.12)	第1章 全体計画 第2章 自然・歴史的景観の保全に関する計画 第3章 市街地景観の整備に関する計画★ 第4章 眺望景観の創生に関する計画	市域の 約54% 景観地区 (美観地区, 美観形成地区), 建造物修景地区	■方針・街路に関して夜間景観や照明に言及。 【河原町通】「夜間景観の賑わいの創出を図る。」 【烏丸通】「夜間景観等の整備に努める。」 【西大路・北大路通】「夜間照明を工夫することにより賑わいのある歩行者空間の充実を図る。」 【御池通】「夜の散策を楽しめるよう道路照明と連携したライトアップやショーウィンドーの照明に配慮する。」 「(照明)都心の夜景を演出する品格を有する照明となるよう創意工夫する。」	■京都市自然風景保全条例(H7.3) ■京都市風致地区条例(S45.4) ■京都市眺望景観創生条例(H19.3) ■京都市市街地景観整備条例(S47.4) ■京都市屋外広告物等に関する条例(S31.11) ■京の景観ガイドライン(建築デザイン編 H21.H25.12改, 建築物の高さ編, 広告物編) ※屋外広告物の照明のみ規定 ■時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会(最終答申)(H18.11) ※今後の方策「夜間景観形成」の項で夜間景観ガイドライン、ネオンサイン基準、五山送り火時消灯等に言及 【都市計画局 都市景観部 景観政策課】	・景観地区、建造物修景地区を対象とする「建築物等のデザイン基準」に関連規定なし
大阪市	大阪市 景観計画 H18.2月	■景観計画の区域 ■良好な景観の形成に関する方針 ■良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 ■景観重要建造物・樹木の指定の方針	市全域	(該当なし)	■大阪市都市景観条例(H10.9) ■大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例(S45.3) ■大阪市屋外広告物条例(S31.10) ■景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について(都市景観委員会提言, H17.9) ※H27年度「今後の景観施策のあり方について」とりまとめ予定 ★ライトアップ大阪計画(S58.7) ★光のまちづくり基本計画(H16.4), 「水と光のまちづくり構想」(H23.8, 水都大阪推進委員会) ※「水都」は経済局所管 【都市計画局 開発調整部 開発誘導課】	・「基本届出区域内の良好な景観の形成のための行為制限の基準」に関連規定なし ☆LUCI(光環境創造国際ネットワーク)に加盟(H21.3), 2015光の国際年「光によるまちづくりと都市のブランディング」フォーラム開催(H27.3) ☆「まちの明かりを考える」「まちの夜間景観づくりのすすめ」(H11.4)刊行 ☆2011 夜景サミット開催

都市	名称 策定年月	景観計画の構成 ★は夜間景観に関する記述を含む項	景観計画区域 ◎は特定区域	夜間景観に関する記述内容(屋外広告物に関する事項を除く) △は景観重要公共施設に関する規定、【】内は地域区分別、基準部分に網掛け	景観関連の主な条例、計画・指針等 ★は夜間景観関連、【】内は所管部局	備考 ☆夜間景観関連事業等
堺市	堺市 景観計画 H23.6月 ※別冊・百舌鳥古墳群周辺地域(H27.9)	第1章 はじめに 第2章 活かしたい堺の景観と景観形成の理念・基本方針★ 第3章 地域別景観形成方針★ 第4章 景観形成の推進方策	市全域 ◎重点的に景観形成を図る地域(2地区): 百舌鳥古墳群周辺、堺環濠都市	■その他・市街地の景観特性として夜間景観に言及。 「市街地においては、道路のイルミネーションなどにより演出される夜間景観の演出、歩道などの美化活動や緑化活動、公園などを舞台として開催されるまつりやイベントなどの取組みがされています。」 【都心・周辺市街地】「(大小路筋) 堺まつりの際には大パレードが行われるほか、通り沿いや周辺の商店街の夜景を彩るイルミネーションなどの取組みも進められており、四季折々のにぎわいの景観を創出しています。」	■堺市景観条例(H23.6) ■堺市景観形成ガイドライン(大規模建築物等)、堺市景観色彩ガイドライン(H12.12) ■堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例(H17.12) ■堺市屋外広告物条例(H7.12) 【建築都市局 都市計画部 都市景観室】	
神戸市	神戸市 景観計画 H18.2月 (H27.12)	1 景観計画の区域 2 良好な景観の形成に関する方針 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項★ 4 景観重要建造物の指定の方針 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項★	7区域 (景観形成地域:北野町・山本通、税関線沿道、旧居留地、神戸駅・大倉山、須磨・舞子海岸、岡本駅南、南京町沿道)	■基準・地域別に照明の基準を設定。屋外広告物とは別に窓面広告物の基準を設定。 【旧居留地】「地域の景観に配慮されたものとする。ショーウィンドー・公開空地などの照明については、にぎわいと風格のある良好な夜間景観の形成に努める。」 【南京町】「内照、外照式に限らず広告物の照明により、夜景の向上に寄与するよう努める」中国風情緒を高めるのに効果的なイルミネーションの工夫により、個性的な照明に努める。」 【岡本駅南】「(窓面広告物) 照明装置を利用する場合は点滅させない。／映像・動画・電光掲示板等文字が動くもの、文字が点滅するものは表示しない。」	■神戸らしい景観づくりの指針(H24.7) ※「2015年に向けた取り組み」25施策中3つが夜間景観関連施策 ■神戸市都市景観条例(S53.10) ■神戸市都市景観形成基本計画(S57.7) ■風致地区内における建築等の規制に関する条例(S45.4) ■神戸市屋外広告物条例(H12.1) ★神戸市夜間景観形成基本計画(H16.3) ★神戸市夜間景観形成実施計画(都心・ウォーターフロントエリア)(平成24.3) ★まちのあかりのガイドライン(税関線沿道南地区)(平成26.3) 【住宅都市局 計画部 まちのデザイン課】	☆「神戸市夜間景観形成実施計画推進委員会」を設置、『神戸市夜間景観NEWS』刊行、「夜間景観形成支援制度」(夜間景観形成アドバイザー派遣・照明整備費等助成)新設、「神戸都心夜景10選」選定、「KOBEライトアップDAY」制定 ※資料●参照 ☆2015 夜景サミット開催、「新日本三大夜景」に選定
岡山市	岡山市 景観計画 H19.12月	序章 第1章 岡山市全域に関する景観形成 第2章 景観形成重点地区★ 第3章 景観重要建造物の指定方針 第4章 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項★ 第6章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	市全域 ◎景観形成重点地区(3地区): 後楽園背景保全地区、都心軸沿道地区、岡山カルチャーゾーン	■方針・都心軸沿道全エリアで共通した照明の方針を設定。公共施設(都市公園)に関して照明に言及。 【都心軸沿道】「(桃太郎大通り/市役所筋/西川緑道公園筋・枝川筋/県庁通り沿道)シャッターは設けないようにする、もしくはパイプ製シャッター等の開放的なものとする。防犯上やむを得ない場合は、照明を工夫するなど景観上の配慮を行うこと。」 △「(西川・枝川緑道公園)照明の整備などの改良を加え、昼夜を問わず人々がくつろげる空間づくりを進めます。」	■岡山市景観条例(H19.12) ■岡山市景観基本計画(H18.3) ■岡山市風致地区条例(H21.3) ■岡山市屋外広告物条例(H7.12) 【都市整備局 都市計画課 都市景観係】	
広島市	広島市 景観計画 H26.7月	〈ビジョン編〉 第1章 基本的事項 第2章 課題 第3章 理念、基本方針 第4章 施策展開の方向性 〈推進編〉 第5章 景観計画区域等 第6章 建築物・工作物等の届出制度 第7章 屋外広告物に関する基本方針 第8章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び保全・活用の方針 第9章 公共施設及び景観重要公共施設の整備方針等★ 第10章 景観づくりを総合的に推進するための方策★	市全域 ◎景観計画重点地区(4ゾーン13地区)	■方針・公共施設(道路)に関して夜間照明に言及。 △「(平和大通り)ベンチや夜間照明、駐車場、駐輪場などの利便施設については、周辺景観に配慮したデザインとします。」 ■その他・推進方策の「市民意識の醸成」「規制・誘導の充実」の項で夜間景観に言及。ほかに景観特性として「ひろしまドリミネーション」に言及。 「(「広島の誇りある景観まちづくりプロジェクト」の実施)広島の魅力ある多様な景観を共有するため、自動車や鉄道車両などから「見る人の心に響くシークエンス景観(動的景観)」や「夜のまちを彩る夜間景観」などの情報発信」 「(事前協議制度の実施)協議を円滑に行えるように、建築物等の形態や色彩、夜間照明等の事例などを整理した景観形成ガイドラインを作成します。」	■広島市景観条例(H18.3) ■広島市景観形成ガイドライン、広島市景観色彩ガイドライン(H27.1) ■広島市屋外広告物条例(S54.12) 【都市整備局 都市計画課 都市デザイン係】	・目標年次(H42年度)設定、被爆100周年(H57年度)を展望 ・景観計画策定に伴い「広島市景観形成基本計画」(H20.2策定)廃止 ☆「ひろしま街づくりデザイン賞」街並み部門の対象に「明かりによる演出により、美しい夜景空間をつくり出しているもの」設定

都市	名称 策定年月	景観計画の構成 ★は夜間景観に関する記述を含む項	景観計画区域 ◎は特定区域	夜間景観に関する記述内容(屋外広告物に関する事項を除く) 【 】内は地域区分別、△は景観重要公共施設に関する規定、基準部分に網掛け	景観関連の主な条例、計画・指針等 ★は夜間景観関連、【 】内は所管部局	備考 ☆は夜間景観関連事業等
北九州市	北九州市 景観計画 H20.7月 (H22.7)	景観づくりマスタープラン 第2章 景観誘導の指針 (景観法に基づく景観計画) 1. 景観計画区域の指針 2. 景観形成誘導地域の指針 3. 景観重点整備地区の指針★ 4. 関門景観形成地域の指針★ 5. 景観誘導指針の検証と見直し	市全域 ◎景観形成誘導 地域(2地域) ◎景観重点整備 地区(8地区): 八幡西区黒崎副 都心ほか ◎関門景観形成 地域(6地区)	■方針・黒崎副都心で夜間の方針と基準を設定、関門地域は「関門の新たな魅力となり、両岸に広がる「夜景」の演出」を方針に掲げ、景観別方針の「核」「水際」で夜間景観に言及。 【黒崎副都心】「(ふれあい通り)夜間の明るさを確保する。」 【関門景観形成地域】「関門橋のライトアップをはじめ、両岸に連なるまちのあかりや行き交う船のあかりが、関門景観の魅力のひとつになっている。対岸や船からの見え方やパノラマとしての全体的な構図等を考慮した上で、両岸が一体となった関門の夜景をつくることが重要である。○夜間の利用者も多い「火の山・めかり公園から俯瞰する海峡全体の夜景の演出」を中心に、「あるかぼ〜と地区・唐戸・レトロ地区等の水際や船から対岸を観た夜景の演出」を含めて、海峡全体の夜景を市民とともに創出します。○夜景は、水際のラインがエッジとして強調されるような連続性に留意するとともに、航路障害とならないよう配慮しながら関門橋等のシンボルや海峡を航行する船のあかりが強調されるものとする。」「(核)下関の都心では、・・・都心ならではの美しい夜間景観の形成を図る。」「(水際)港湾施設が連続するところでは、・・・水際を彩る夜間景観の形成を図る。」 ■基準・黒崎副都心で夜間照明に言及。関門地域は地区別に「夜間照明」の項で基準を設定。 【黒崎副都心】「(ふれあい通り)・・・夜間の照明時間の延長に努める。」 【関門景観形成地域】「(門司港レトロ地区)ア 周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。イ 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間照明を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。」※ほか省略	■市民が誇れる北九州らしい景観づくりのあり方(都市計画審議会答申、H19.8) ■北九州市景観づくりマスタープラン(H20.7) ※景観計画を含む ■北九州市都市景観条例(H20.10) ■北九州市風致地区条例(S45.4) ■関門景観条例(H13.10) ■関門景観基本構想(H14.4) ■関門景観形成指針(H16.7) ■北九州市屋外広告物条例(S38.4) 【建築都市局 計画部 都市計画課】	・「景観づくりマスタープラン」の第2章に該当 ☆第4回全国工場夜景サミット開催(H25.11、市制50周年記念事業) ☆2014 夜景サミット開催(H26.11)、ナイトガイドブック、夜景アプリ作成
福岡市	福岡市 景観計画 H24.3月	序章 景観形成の考え方 第1章 景観計画の区域 第2章 良好な景観形成に関する方針 第3章 大規模建築物等に関する事項★ 第4章 都市景観形成地区に関する事項 第5章 景観資源の保全・創出に関する事項 第6章 景観重要公共施設に関する事項 第7章 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	市全域 ◎都市景観形成 地区(7地区): シーサイドももち、 御供所、天神、香 椎副都心、アイラ ンドシティ香椎照 葉、元岡、はかた 駅前通り	■基準・ゾーン別に「夜間景観」の基準を設定。特定地区別に「屋外照明」の基準を設定。 「(共通)1. 周辺への光害を抑え、過度な照明を避ける。2. LED等光源が点滅したり色彩が変化する照明装置は必要最小限とし、夜間景観に配慮する。3. ライトアップやイルミネーション等により夜の景観を演出する場合は地域特性に応じて景観向上に資するように努める。4. サーチライト等指向性のある照明を、上空に向かって照射しない。ただし、まちの賑わい形成のため一時的でかつ十分に夜間景観に配慮されたものや、法令等の規定により義務付けられたものはこの限りではない。」「(都心)歩行者空間に賑わいをもたらす夜間景観の形成に努める。」 「(一般市街地)住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。」「(山の辺・田園)生態系に配慮した控えめな照明計画とする。」「(海浜)生態系に配慮した控えめな照明計画とする。」「(港湾)照明装置のデザインや照度・色温度、配置等について、船舶や対岸からの見え方に配慮した照明計画とする。」 【シーサイドももち】「門扉や植栽等と一体となった屋外照明やライトアップ等により、夜間景観を演出する。」ほか省略 【香椎副都心】「1. 夕暮れ時から夜間にかけてのまちの賑わいづくりに配慮した照明計画に努める。2. 照明機器の選定にあたっては、温かみあるいは冷たさなどの色温度や明るさ等に配慮し、賑わいのある夜間景観の演出に努める。3. 街区の角に立地する建物については、建物や樹木のライトアップを行うなど、夜間景観の演出に努める。」 【アイランドシティ香椎照葉】「1. 門や植栽等と一体となった屋外照明により、夜間景観や安全で安心な住宅地の照明に配慮する。2. サーチライトは設置しない。」ほか省略 【元岡】「学園通り線沿いは、街のにぎわいづくりに配慮した照明計画に努める。」 【はかた駅前通り】「サーチライトは設置してはならない。」	■福岡市都市景観条例(S62.3) ■福岡市都市景観形成基本計画(S63.3) ■福岡市風致地区内建築等規制条例(S47.1) ■福岡市屋外広告物条例(S47.7) ■福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例(H14.12) ■福岡市都市景観形成基金条例(H19.3) ★街路樹イルミネーション実施要項(H5.11) 【住宅都市局 都市景観室】	・「都市景観形成基本計画」を上位計画とする
熊本市	熊本市 景観計画 H22.1月	序章 熊本市がめざす景観形成 第1章 景観計画区域 第2章 良好な景観の形成に関する方針 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項★ 第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針に関する事項 第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項★ 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項 第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項 第8章 市民との協働	市全域 ◎重点地域 (6地域:熊本城周 辺、水前寺周辺、 工津湖周辺、熊本 駅周辺、電車通沿 線、白川沿岸)、 特設施設届出地 区	■基準・「その他」の項で照明の基準を設定。 【全域】「地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや動きのある照明を用いないように努めること。」 【電車通沿線】「外部の照明には、温かみのある光源を使用し、落ち着いた夜間景観の演出に努めること。」 【熊本城周辺】「屋外広告物の照明は、熊本城の夜間景観に配慮して、過度な明るさ及び派手な色彩とならないように努めること。」	■都市景観基本計画(S63) ■熊本市景観条例(H21.9) ■熊本市屋外広告物条例(H7.12) ■熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例(H23.12) 【都市建設局 開発景観課】	

(注) 1. 各都市景観計画から「夜間景観」「夜景」「照明」等のキーワードを含む項目を抜粋。

2. 「方針」は「良好な景観の形成に関する方針(目標・整備指針)」、「基準」は「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(景観形成基準)」に該当する項目、特記のない場合は建築物(もしくは建築物・工作物等)の形態意匠に関する制限である。

(資料) 各自治体ホームページの景観分野計画、例規集等による。

資料編

ヒアリング調査①

藤本 英子 氏 (京都市立芸術大学教授)

151105 (THU)

市民活動としての景観アドバイザー

- ・私は景観全体の専門家として、特に市民活動にシフトして活動している。行政に対してはこれまで25ほどの自治体の景観政策のお手伝いをしてきた。景観審議会や都市計画審議会のような形だと会議に出て決まったルールの上で意見を述べるだけだが、自分としてこれまで力を入れてきたのは「景観アドバイザー」の分野だ。これは一定規模以上の建築物は届け出が必要と景観法にあり、それに対して外壁の色とか駐車場の作り方とか緑のつけ方とか隣とのつなぎ方とか通りとの関係のつけ方とか、一軒一軒図面を見せてもらい、場合によっては事業者・設計者の話を聞いて、設計図を見ながら「まち全体としてはこうしたい…」というようなアドバイスをする。行政がいろいろ言う行政指導になるので、専門家の目で見て「設計者の意図はこうだが、こうしたほうが良い」というように、緩やかに誘導することを30年近く手掛けてきた。そこでは案件として屋外広告物も出てくるし、夜間景観になりうる要素も出てくる。例えば商業ビルの場合だと夜はどこまで光るのかという問題があるし、普通のマンションの場合でも通りに対して光はどう照らされるか、集合住宅だと廊下側の色はどうするかといった問題をディスカッションする。道路計画とか橋梁計画とかでも、自分自身は照明そのものの専門家ではないが、照明関係を一緒に作ったりする。
- ・自治体の景観アドバイザー制度には2つのタイプがあって、1つは、アドバイザー会議が定期的開催され届け出制度で申請されたものに対して意見を言い計画をチェックしていくもの。もう1つは、登録しているアドバイザーに対して必要に応じて地域等に派遣されるものだ。私が関係しているものだと、前者には堺市や神戸市、吹田市、宇治市、京都府の学研都市エリアなどがあり、後者には京都府や宇治市があるが、京都府、宇治市は両方のタイプになる。景観では条例やガイドラインの基準では、どうしても一般的な条件になってしまう。景観は本来、場所場所で異なるからその場所に応じたアドバイスが必要になる。行政指導という堅いものでなく、設計者、事業者の意図を汲んだ上で、その場にふさわしい景観になじむ計画に導くために、意見交換とともに私たち専門家から見た完成時の予想を伝えて、より良い計画になるよう導きたいと思っている。私は、景観協議においてはこのアドバイザー制度が最も質の高い景観づくりにふさわしいと思う。ただ、この役割の重要さに比較して、現行のアドバイザーに対する報酬等が適切かどうかは意見の分かれるところだ。この専門的な役割がもっと効果を上げられるよう考えていきたいと思っている。

高台寺のライトアップが始まり

- ・京都に「街の色研究会・京都」というのがあり研究会ができた当初から参加しているが、最近はなかなか活動に参加できていない。1990年のシンポジウムからスタートしているからもう26年になる。もともと「公共の色彩を考える会」という全国組織があり、その組織の京都での活動体という位置付けだったのが、本体自体が昨年解散してしまった。で

も京都では続いていて、その中に「京都の夜間景観形成部会」という部会ができています。ここにもヒアリングに行かれたらいいと思う。今の京都のライトアップは高台寺に始まるが、そこの仕掛けをしたのがこの会だ。HPに会の歴史が出ていて、「紅葉の照明演出を通じて京都の夜景創出をはかる活動が始まったのが1993年春」となっている。この年に私も加わり、パナや東芝の照明の専門家とともに高台寺のライトアップを手がけた。高台寺自身にそういう思いがあり、うまく話ができただ。表の通りから誘導して次に中を照らして…というように、本当に手作りで夜の演出を考えた。それが起源だと思う。確かその翌年から高台寺自身が照明コンペをやるようになり、いろんな作家が応募する方式になった。今もそれが続いていると思う。その頃は今のように入場料ではなかったし、混むこともなかった。私たちは自然を生かした演出をメインに提案したが、今は派手なものを選んでおられる。今や京都市も積極的になって、研究会としてやることはなくなったが、調査などは継続してやっていて蓄積があるはずだ。今は佐藤仁人さんという方が研究会代表だが、自分は存じ上げない。研究活動はまだ継続しているはずなので、この方にもお会いになればいいと思う。

今は「過渡期」、とりあえず看板を取ってみる

- 今の京都市の景観の現状は必ずしも褒められた状態ではないと思うし、そこで何をするかと言うと、求められる夜間景観、求められる光のまちづくりという「目標」を決め、それに向けて、大きくは「消す」話と「変える」話と「灯す」話とがある。その時「面」と「線」と「点」で考える必要がある。何のためにするのか。それは観光客のためにより良い演出をしてあげるとか、やはりメインは市民で、市民のために心地よく美しい夜景を楽しめる生活空間が必要といった「目標」を定める必要がある。
- 次に「どこから見せるか」。今眺望景観を決めているが、あれは昼間の話で、夜はまた少し違う。別途、夜の眺望景観の視点場を設定する必要がある。それは1つに、例えば清水の舞台から下を見下ろしたとき、「遠景」で盆地の光が見えて京都タワーがあって…というコントロールの話で、シンボルを設定する。ただしいくつもあってはダメで3つくらいか…。「近景」もあるがその間に「中景」が考えられる。「近景」は重要で、清水の舞台から見下ろして近くが明るいと遠くに何も見えなくなる。視点場を設定したとき視点場の周辺がどれほどの明るさかが重要になる。その「間」についてはそんなに影響がない。シンボルと視点場を考えることが重要だと思う。「面」はそういう考え方でお昼と同じ眺望景観計画を立てる必要がある。それから神戸などでは、上から見下ろす視点場からポートタワーがちゃんと見えるように、一定の幅をとって横に建物が建たない計画にしている。京都の下から見上げて山並みが見えるようにしていくのと同じだ。夜の視点場をどこにおくか、だ。そんなにたくさんはない。例えば京都タワーのように民間の場所をどう考えるか。民間でいいかとか言っているとなくなってしまうかも知れないが、見下ろす所があるのは確かだ。そういう検討がいる。
- 「線」で重要なのは通りの景観。すっきり通りが通っている京都の場合もっと真剣に考えていい。今屋外広告物が規制されすっきりしたが、逆に寂しくなったと言う人もいる。今

は「過渡期」だと思う。とりあえずなくさないと何をつけるか、何を灯すかが見えてこないと思う。看板を取ることで、何も考えていなかった外壁が出てきた。設計者もどうせ看板をつけるし…ということで真剣に考えていなかったのではないか。河原町通などで始まっているのは、看板をつけない外壁ってどういうものだろうと考えることで、建築のあり方、商業看板のあり方を見直すきっかけになっている。次は、どういう看板にするか、照明にするか。御池通はすっきりと整っている。細街路も含めて、ああいう形がいろんな通りに波及していけばいい。今もずっとお手伝いしている姉小路は、地域を思って暖かい光の街灯にしようとしている。本来は蛍光灯をやめて、家々の門灯だけで歩けるくらいが理想だ。商売をやっている人とか個人の話になってくるので難しいところはあるが、皆さんの意識が高まればいいと思う。近景だが、先斗町もすっきりきれいになった。幹線道路はいろいろ考えられる。

ライトアップイベントの考え方を明確に

- 大きな「点」から言うと、遠景で見せたときに東寺と京都タワーと何か、そのあたりは皆のコンセンサスで決めていかないといけない。中景は交差点のイメージになる。交差点が立派な建物、特に古い建物であれば、ちゃんとライトアップしてあげたらいいシンボルになる可能性はある。古い建物が残っていることが前提になる。いろいろ残念なことになっている。新しい建物でもそれなりに質が高ければいいシンボルになる。屋外広告物が外から内側に入ってきて、ビル自体の外壁はガラスが多いから、中に入ると安っぽい感じになっている。そのあたりいいシンボルができることが中景の課題になる。それから近景は、先斗町のように手で触れる壁面やサイン、路面などが重要になる。
- 「何を見せるか」という話では、遠景におけるシンボルの演出ということで、建築物、工作物、タワー、神社の鳥居…そういう中で何を選ぶかという検討がいる。都ホテルからも結構見下ろせる。中景で行くと、通りの演出と緑がある。豊かな緑をどこまでライトアップするか。それから河川。大阪府では私も審査員としてお手伝いしたのだが、橋下知事時代に予算がついたのは河川、特に橋と護岸のライトアップだ。照明デザイナーと照明器具メーカーが新しい実験を行った。そこでは世界トップレベルの技術が活かされ、世界に誇れるライトアップになった。京都は京都なりのものがあると思う。特に鴨川沿いは東に山があるから夜どこまで演出するか。塔の演出とか。遠景は見下ろすだけでなく、手前から見て塔を光らせるとかを決めていかないといけない。近景は路面と壁面、石畳とか高台寺とかのちょっとした石積みとかをどう演出するか。家々の照明はいらないとかいうことになるかも知れない。それとサイン、工作物、街角のポケットパーク、小さなほころとか…。
- 夜の演出も大事だが、京都は日が沈んでいくところや月もあって夕方がきれいだし、間の時間のことも考えないといけないと思う。市が規定する話ではないかも知れないが、見本を見せていく手はある。それから夜間や深夜の使い分けもあっていい。五山の送り火とかイベントでの考え方、ライトアップイベントの考え方を明確にすることが必要だ。ロウソクをつけて電気を消す日とかの市民活動をやっている、ああいう活動も年間計画で決める。花灯路は今や成功事例になり、シリーズでやっている。芸大としては「京の七夕」など作

品の枠が決まっておつき合いでするのが大変だが。材料費が出て嵐山も東山も学生作品を「花灯路」には出すことになっている。雨でも降ろうものなら灯ろうの紙が破れたりして大変なことになったり、強い風でも飛んでしまう。リピーターもいるし、作品も変わるから面白いのだろう。姉小路での活動もお手伝いしているが、年に2回、通りの車を止めて足元に灯ろうを並べる。夏の地藏盆の時期と年末31日。夏は幼稚園の子どもたちの絵を紙に貼ったりして、おじいちゃんおばあちゃんたちが見に来たりする。年末はロウソクだと風で飛んだりして火災になると困るので、小さいLEDを入れて明るくする。ああいう地域の活動があればサポートする仕組みがあると思う。祇園祭なども夜の光の景観から考え直すこともできるが、結果的にはお祭りだから賑やかなほうが良いということになると思う。

夜間景観は今後の課題

- ・私見ではあるが、見せ方として昼間も夜も盆地景を活かし、日本らしさ、京都らしさを演出するために、どういうものを照らして活かせば良いかを考えていくべきかと思う。そのためには、コンセプトを絞って歴史に基づく手法をいろいろ活用していく必要がある。京都駅などは少し違う路線かとは思いますが、灯りに関してはそこだけ見せるというのではないし、周辺も全部映し出してしまふから、夜は色温度の高い灯りにしたほうが良いと思う。どうしても白い方向へこれまで来てしまったから、関係者のディスカッションのいるところだと思う。これが決まればやり方も決まる。
- ・まず輝度が重要だし、色温度の設定、あとは演出方法。屋外広告物も止まっているものだけでなく、最近は動くものの技術が発達していきいくらでも動かすことができる。壁面全部を動かすこともできる。そうなったら大変だ。色温度は暖か味のある色から青い冷たい色までの幅から何を選ぶか。蛍光灯色もコンセプトによって決めていかないといけない。青い街灯で犯罪が減ったというどこかの町もあったが、あれは京都には合わない。今はLEDならいくらでも色を操作できる。それでかえって大阪など地下鉄車両内の色をどうするか悩んでいる。確認はしていないがピンク系にして評判が悪かったのも、また変えたと聞いた。何でもできるというのは、いいような悪いようなところがあるが、時間で色を調整することもできる。
- ・屋外広告物では、札幌では看板が落ちてきて事件になったが、放置看板をどうするか。京都は徹底してなくしたから大丈夫だが、他の都市では放置看板が問題になっている。ネオンとか蛍光灯のときは電灯が切れたら開けて入れ換えていたが、LEDは10年くらい持つ。おかしくなって外したら、中に水が溜まり腐食したりして大変なことになっているというケースがある。放ったらかしになるところはどんどん放ったらかしになってしまう。中に結露して水が溜まるそうで、それに気づかず、ある日腐食したところにポコッと穴が開くらしい。屋外は、京都は動く看板を禁止しているから大丈夫だが、うまくライトアップしているものまで規制してもダメだろう。本当に難しいところだ。
- ・映像系も規制しにくい。メディアファサードとか、広告でない壁面が変わるものがある。広告ではないと言われると、ああそうかとなってしまふ。映像としてどういうのが出てく

るかまでチェックしないといけなくなる。そのあたりは課題だ。本当に今は転換期だと思う。プロジェクトマッピングは一回きりのイベントではあるが、だんだん過激になっていって「いいのかな」と思うところもある。しかし、きっと行くところまで行って、その結果いいものが残っていくのではないか。以前、土木の分野でマンホールふたの色をつけて派手になっていったことがあるが、今は少し落ち着いたものに戻っているのと同じだと思う。

- ・夜間景観については、行政もいろいろやりたいと思っていると思う。ただ景観法をつくってトップダウン的に過激にバンとやって、いろいろあって落ち着き、看板もバンとやって落ち着き…ということだ。7年経ってようやくひと山越えた感がある。これからどう良くしていくかは、「付ける」方向になるが、京都市は広告景観づくり推進室の「京都かんばんねっと」など、ソフト系を結構充実させており、ああいう補助金制度とかを活用すれば商売のほうにも役立つ。だから、何もかも一気にできないわけで、夜間景観は課題として認識されていて、これから真剣に取り組んでいくと思う。京都が世界的人気のある今、いろいろやっておいたほうがいい。伝統にしがみついて「大丈夫?」と思っていたら、そのうち足元をすくわれてしまうから、自ら新しい血を入れて革新していかないといけないことを分かっている町でもある。昭和期から日本全体が「行政がやってくれる」という意識でずっと来たが、行政に予算がなくなったというのものもあるし、自らまちづくりに関わる楽しさも分かる人が増えてきたと思う。

京都は民間が頑張っている

- ・大阪で昔ライトアップしたとき感じたのは、その頃はぐちゃぐちゃした看板とかがまだあって、対象物に夜ライトをきちっと当てるとそれが見えなくなったので、粗隠しにもなるということだった。演出しがいがある。京都は屋外広告物を取ったのでだいぶすっきりしたが、見せたくない所は暗い目にし、見せたいものだけポイントで明るくすればもっとすっきりする。大阪は府も市も景観についての規制条例はあるが、規制自身が京都ほどきつくないし、アドバイザー制度もない。規制の現状チェックをやるとしても事業者が京都の倍以上いるから大変だと思う。どんどん新しく建ったり建替えられたりしている。景観がどうのこうのという以前に「商売成り立たん」という話になる。だから建てる前の設計の段階で「しっかり指導する」という方法だけになってしまい限界がある。
- ・神戸や金沢など夜間景観条例があるところのお話を聞かれてもいいと思うが、神戸市についてはLEM空間工房という事務所をやっている長町志穂さんに聞かれるといい。うちの卒業生も行っている。大阪のまちや橋梁のライトアップやデザインなど、いろんな所を手がけている。私も彼女も神戸市の景観審議会のメンバーだ。神戸は山側も海側も夜間景観はきれいだ。金沢は東と西の町並み、それから浅野川あたりはきれいにしているが、京都とともに素敵なお町だと思う。京都と違うのは、駅前とか公共の場所を市が買ってゆとりのある空間にしているところだ。雪が降ると美しい。民間に頼っていないところがあるから、やりやすいのかも知れない。「まとまった感」が見える。
- ・一方、京都は民間が頑張っているところが違う。ただ市民の思いはいろいろだし、いかに

コントロールしていくかが大変という問題はある。景観については、市議員の方や市のトップの方に理解があり、この分野に意識が向いていることが大事な要件になると思う。政治家の方が変わらないと町は変わらない。屋外広告物にしても一度整えておく周知されるから、あとがやりやすい。景観規制の初めに話題になっていた「和風にするかどうか、和風とは何か」といった問題も、すでにだいぶ事例ができて落ち着いてきた。例えば駐車場でも町並みを途切れさせるのではなく、隣の軒と揃えるために塀の上に瓦を乗せてつなげるとか、このような試みはいいと思う。ただ、マンションの上に瓦風の屋根を乗せるのはいいかどうかという問題など、まだまだ検討すべき課題は多くある。

ヒアリング調査②

長町 志穂 氏（LEM空間工房代表取締役、京都造形芸術大学客員教授）160204（THU）

目指すべき灯りのあり方を決める

- ・夜間景観については、都市によって事情はかなり異なる。京都は日本の中では良い意味で「特殊解」だと思う。めざすべきあかりのイメージを人々が自然に持つことができるという都市はそうそう無い。京都は頻繁に行くが、そういった意味で民間のあかりは近年急激に改善されている。それに比べ公共照明のほうは一部を除いてあまり積極的な改修がなされているようには思えないという印象だ。ほとんどの「街のあかり」は官の灯りと民の灯りの両輪でできているが、今は日本のほとんどの都市において、どちらの灯りもケア不足だと思う。
- ・まちの雰囲気を変えて大きく変える手法の1つは「あかりのマスタープラン」だ。官のほうで夜間景観のマスタープランをつくり、エリアごとの特長に合わせた「目指すべき灯りの環境」を明らかにする。条例かガイドライン的なものでエリアの灯りを規制しつつ、夜間景観の骨格を官の灯りでつくっていき、それを民発動のガイドラインによる民の灯りが補完するというのが一番望ましいあり方だと思う。また、エリアによっては、官のあかりが重要な場所もあるし、民がエリアイメージのほとんどを担うエリアもある。
- ・世界の都市の中で、灯りのマスタープランが最も進んでいるのはシンガポールだ。URA（都市再開発庁）が主導し、日本で一番大きな照明デザイン事務所を主宰する面出薫氏が関わった。シンガポールは、中心市街で重要な5つのエリアを抽出し、さらにそれらを細分化しながらエリアのめざすべき夜間景観を設定している。例えばシンガポールリバー地区なら港湾地域・雑多な商業地・洗練された住宅地など性格の違う3つのエリアをゾーニングして、地域ごとの性質を分析し、地域ごとの光の色や「あるべき灯り」を目指していくということをやっている。例えば、上流の住宅地域は派手にするのではなくすべて電球色にするとかいうことになる。
- ・「目指すべき」灯りを決めるやり方としてはマスタープランは分かりやすく、シンガポールは良い事例になる。特にURAという都市計画を担う部署が、灯りのマスタープランも灯りのイベントも一般的な常設照明の計画もすべて立案する機能を持っているのが素晴らしい。マルセーユなども都市計画部局が夜間景観も全部仕切っていて同じなのだが、ここには公共発動型と言うか、都市デザイン施策の公共的なやり方の1つの典型があると思う。シンガポールなどはトップダウン型で、万事に通用しないと言われるかもしれないが、いいところ取りすればいい。
- ・すべてにおいて民間発動が求められる昨今だが、LEDの登場によって公共照明が大きく変えられる状況がある以上、官のあかりの改善や官のあかりによるパブリックエリアの再デザインは、夜間景観という視点で整備がされてこなかった過去を鑑みると、官にとっては早急に手をつけるべき状況になっている。特に京都においては、民のあかりの改善が急激に進んでいるので、それらのブレーキにならないように公共照明の方向性を官が持つ必要があると思う。

官の灯りと民の灯りをつなぐ

- ・神戸市とは長くおつき合いしていて、平成23年度に「夜間景観形成実施計画（都心・ウォーターフロントエリア）」を策定した。これは平成16年にまとめた「基本計画」を元とするマスタープランだが、今のような話で、都心・ウォーターフロントエリアを7つのゾーン、重点地区に分け、それぞれ地区の性質を分析して地区ごとに「光のコンセプト」を定めた。例えば南京町と旧居留地では隣同士だが、全然まちの性質が違うから灯りも違うということになる。このやり方は、ある意味シンガポールのエリアごとの特長を読み込んで「目指すもの」を決めたやり方に習ったものだ。
- ・神戸市でもそうだが、とにかく「目標」となる出来上がりが目に見えないといけない。文字だけだと共有できない。目に見えると「へえ、そうか」「案外簡単に出来そう」と速く反応される。夜間景観の場合は出来上がりが共有されると、意外と簡単に決着がつく。神戸市は部分的ではあるが、とにかくできるところから手をつけている。官は官で動ける。それは「まちのデザイン室（現・まちのデザイン課）」という、予算はあまり持たないけれども、道路、公園、港湾といった組織を横断しているんな企画立案をする部署が全体を仕切っているからだ。そこが会議を招集し、各々縦割りの部署を集めて同時進行で景観問題を検討していくことができる。ちょっと珍しいケースかも知れないが、例えば公園だけ良くなってもまち全体は良くならないわけで、それぞれが事業計画の中でさじ加減しながら同じ方向で進めていくことができる。
- ・地域の協議会とか商店街組合とか民間の団体を取りまとめる場合は、まちのデザイン室が連絡して招集するなど民をつなぐのもやりやすい環境にある。ここでやっているのは、例えばフラワーロードの整備をすれば、「官」の計画を提示して沿道の住民も協議しながら「民」の夜間景観ガイドラインを作るのを支援するといったことだ。こんなふうに官と民を同時に動かせる組織があるのは面白いし、他都市にはないと思う。何十年というまちづくりの歴史の中でこうしたやりやすい方法が確立されたのだと思う。

夜間景観の創出は意外に安い

- ・ただ力強い「民」ということになる、私は先斗町の事例を挙げたい。先斗町の町式目は、本当に自主ルールと言えるものでびっくりする。もちろん京都市もサポートしてきたが、相当な「自主力」だと思う。路上喫煙とか屋外広告物とかに関するシンプルな取決めで、夜間景観に関しては「電灯色にする」とかのひと言だけなのだが、民度が高ければそれで十分ということになる。取決め自体に価値はあるのだが、京都の場合は京都の誇りと言うか「シビックプライド」が高いので、それで十分なのかも知れない。ただ照明は民度が高くて低くても結果が出せるものだ。とにかくLEDが出てきて、照明の世界は激変した。
- ・最近京都府の「海の京都」プロジェクトの関連で天橋立に関わった。私と同じ京都造形大の前田博先生がずっと宮津市の景観まちづくりに携わっておられ、そこで「文殊メソッド」というまちづくりのルールを作る段階で、夜間景観についても必要ということで私も加わった。初めに夜間景観整備の価値をお話する機会があったので、同時に中心地である文殊さんの山門の通りの現状と灯りを改善した場合の絵を見せた。要は「こうしたらこうな

るよ」ということを示すと、こういう場合たいてい必ず「これいくらかかるんですか」という質問が出る。「かかるのは1本につき5,000円くらい」（地元団体が整備した街路灯をLED化と同時に電球色に変える費用）と答えると、「その程度なら今すぐやろう」ということになる。色を白から電球色に替えるだけでもまちの印象は大きく変わる。皆さんたいていそこから始まる。とにかく照明で夜間景観を創出する経費は意外に安い。同時期に宮津市の駅前をきれいにすることで、駅の建築はそのまま内装と照明だけを変えたり、道の縁石に灯りをつけたりして、前からあるものはほとんど手をつけていないのに夜間景観はがらっと変わり良くなった。

- ・天橋立では、その松林の様子が夏には激変した。夜は真っ暗であぶないところが、照明だけでロマンチックに見違えるようになる。ただ国立公園には常設照明は許されていないので、官のあかりの常設はなかなかハードルが高かった。そこでまず地元の団体が、夏の観光シーズンの2カ月、時期を限定し、1万5,000円の機材を8台買った。12万程度だから旅館主や商店街の若衆たちが自分たちで出し、それで実現した。要は、観光客を夜も留めたいし、泊まってもらえるのなら夜の街を快適に過ごしてほしいということだ。観光地では景観都市魅力のアップは直接経済効果を生み出す。
- ・もちろん、官でも松林を何とかしたかったのだが、環境省から「松林のライトアップは周辺環境に影響を与えるので常設は許可できない」という回答が来たので、「LEDで熱は発しないし、蚊には見えない」と答えてもらった。その後「カブトムシはどうか」というようなやりとりがあったらしく、さすがにそれはデータがなかったので常設化はあきらめた。そこで松ではなく砂浜を照らすことを考えた。照明機材は「海の京都博」の助成金でレンタルも含め入手。砂浜全域を照らす全体イメージ図を実現するだけの機材はそろえられなかったが、これから毎年3個ずつ買うとか工夫しながら全体イメージに近づけていこうという話になっている。1日だけ全体像を再現するスペシャルデーを行ったが、その時はメーカーから無償で足りない分を貸してもらった。目標値が見えていれば今年はこれだけでもいずれば…となって何とかやっていた。これは本当に助成金という官のお金を「活かした」例だと思う。そのあたりは、まちづくりの味噌だと思う。一般的に、建物を建てるとしたら予算がなければあきらめてしまうか、コストダウンして内容を落とした状態で建てることになるが、都市照明改修の場合は逆で、やりたいことを決めて年々の予算に合わせて少しずつ実現していくという方法もあり、そのほうが満足でき本質的な都市魅力の改善に至るのではないかと思う。

公共照明を変えたLED

- ・LEDの発明以降、公共照明にいちばん大きく違いが出た。日本人は電球がLED電球になって省エネになるという程度の認識だが、本当は公共照明の「手法」が変わったことが大きい。以前は水銀灯系の大型の光源が公共照明のほとんど（つまり、ほとんどの公共照明は道路か街路のポール照明）であったが、LEDならその小ささや光学特性からあらゆる場所への配置が検討できる。今は建物の上でも下でも保守点検できない高い所でも水の中でも据え付けることができる。何より何万時間も持つので橋のアーチなど今まで下から

しか照らせなかった高い所でも取り付けられるし、地面に埋めたり、手すりやベンチなどのストリートファニチャーにあかりを仕込むこともできる。消費電力が少ないからヨットハーバーの棧橋すべてに小さなあかりを仕込んだり、樹木など何百本というオーダーでライトアップすることも可能になった。しかし、先進国の中では日本の整備は相当遅れている。

- 京都の場合、もし夜間景観のマスタープランをつくるとしたら、他都市に比べてある意味難しいかも知れない。大阪の場合は「大阪らしさ」はイメージしにくい、「船場らしさ」とか「道頓堀らしさ」は分かりやすいので、複数のエリアごとの特徴をあげて構成すればいい。京都の場合は「東山だからこう…」というのは語りにくいし、町ごとの違いを語るには、より文学的歴史的な見識からになりそうだがその差異は微妙だと思う。あるいは逆に「京都の灯り」という1コンセプトで進められるかも知れないし、その方が良いようにも思う。世界の公共照明を見比べると、1コンセプトで街のテイストやデザインコードが語れる街はそうないので、そこは京都の有利な点だ。
- ここ数年でレストランや物販店などの民間事業者は「京都らしさ」の効果に気づき、民間の夜間のしつらえは加速度的に改善されている。例えば基本的に電球色にするとか、格子からの漏れ光を和の効果として使うとか…。鴨川の川床の夜景など今では見違えるようにきれいになった。「どっちが儲かるか」という発想からそうなったものだろうが、それはすごく大事なことだ。
- ベトナムのホイアンは日本の研究者もかかわる京都のような町家形式の住宅が並ぶ古都だが、2000年くらいまでは放置され荒んでいたのだが、この10年で様変わりした。看板で軒先を見えなくするのはダメなどの取決めが施行され、結果的にそのほうが商売として儲かることが分かる。すると積極的に概観の改善が進む。民間の場合、経済に貢献することが分かると動きは速い。

まだ行政にできていないことを洗い直す

- 例えば、御池通とかは結構きれいなデザインで実績があるが、本当は街路樹もベンチも照らすことができる。道路照明以外の、広場や公園、橋などのランドマークや幹線道路沿いの並木など、もっと小さく細かなことで構成する様々な夜間景観の創出が行政にはできる。今日現在、京都市内の公共の並木でライトアップされたものはきつとない。名物の並木は多数あるから本当にもったいない。
- また、東京スカイツリーのようなタワーや民間の高層駅ビルなどでは、ピンクリボンデーなどの歳時記に合わせて光演出のカラーを変えることができる。こういうことは民間にしかできなかったのがLEDの登場で、官もやれるようになった。
- 世界的には日本の夜間景観はまだまだという感じだ。私の場合は日本の行政の仕事が多いが、多くの日本の照明デザイナーは外国の仕事がメインになっている。しっかりお金を使う仕事は日本には少ない。照明デザインはもちろん建築もランドスケープも日本での対価は低い。ある公共プロジェクトで外国人のランドスケープデザイナーが金銭面で折り合わず、怒って帰ったという話もある。

- ・京都には京都にしかできないことがいっぱいある。京都だからOKできることもある。京都は大阪や神戸とは違う位相にあると思う。ただ電球色にするだけでだいぶいい雰囲気になるのに、まだまだ白い灯りのままのところが残っている。御池通もベンチの下に間接照明を入れるだけでずいぶん良くなる。とにかく神戸市のまちのデザイン室のような全体を見通す組織が必要なのかも知れない。橋もほとんどが活かされていない。韓国ソウルの清溪川、ニューヨークのハイライン、ロンドンのテムズ湖畔など、世界の多くの公共再開発である遊歩道や橋はきれいだし、とてもにぎわっている。京都の行政にまだできていないことを洗い直すだけでも意味があるのではないかと思う。

京都はネタの宝庫、いろいろな照らす素材がある

- ・古い団地の再生プロジェクトなどの場合、現状の写真を撮って照明改修したイメージを見せると「すぐやりたい」となる。照明整備の費用は安いので、建物の改修は最小にして照明改修だけでいいか…となってしまうことも多い。それはそれで困りものなのだが、逆にそれに気づいた自治体などは夜間照明をこれもあれもと次々に採用しようとなる。とにかく事業費が安いから。
- ・私の場合、初めに完成形の全体イメージ図を描き切ってクライアントに見せ提案するのだが、その絵を描くのはうちの事務所のスキルによるもので、最も基本であり重要な過程だと思っている。出来上がりがイメージできないとスタートが切れないものだ。
- ・私の基本姿勢・デザイン哲学をひと言で言えば「場所の声を聴く」で、常にデザインの出発点は自分ではなく、その場所らしさを際立たせることなので、ぶれることがない。あるべき未来の夜景は、私ではなくその場所の神様の見えない声にしたがって生み出され（おかしな表現ですがまさにそうなので）、それを絵にしていくわけだからほとんどの案件で竣工すると「絵と同じだ!」と驚かれる。照明器具でできる効果を理解したうえで、その場所でありえる影と光を検討するから、絵ができると同時に器具の配置計画も頭の中にできているということになる。そのあたりが照明デザイナーの仕事とパースだけを描く業者さんとの違いだ。事業費がなくてできないことはあっても、技術的に再現できない風景が描かれるということは無い。
- ・特長などないと思われているどんな町でも何かあるわけで、「場所の声を聴いて」それを見つさえすれば、灯りで演出することはできるし、費用もしれているから手軽に着手できる。土地、土地でできることはいっぱいある。
- ・業者に頼めば高額なイベントでも、地元の人たちが集まって人力でやれば、すごいことができる。島根県の邑南町ではイネの切り株1株ごとに光ファイバーのイネをつけて6万5,000本の光ファイバーを輝かせるというイベントを6年間続けている。壮観な風景で地域の名物となっている。そこが地域パワーのすごいところだと思う。
- ・ゲゲゲの鬼太郎で有名な境港市の水木ロードの仕事もしている。夜にも水木ロードに観光客がいてほしいという地元の要望があり、そのために何か提案してほしいということで、灯りで鬼太郎や妖怪の影絵を映し出すことを考え、最初に2基が設置された。夜にならないと鬼太郎の影絵は見られないとなると、観光客は「夜まで居ておこう」「泊まろうか」

となるわけだ。夜に人が居れば食事もあるし飲みにもいくので間接的に経済効果を生む。そういうことを考えると、京都はネタの宝庫だし、いろいろな素材がある。磨きあげられるものも多い。

- 「うちもルミナリエがやりたいんです」と相談に来る人がいるが、ちょっと違うのではないかと思う。まずは、その場所の魅力を分析し、その場所ならではの「あかり」を見つけることだと思う。